務00015年(令和11年3月末まで保存)

生 保 第 1 1 3 号 (教養、生企、捜一、捜二、交企、交指) 令 和 5 年 8 月 3 日

各 所 属 長 殿

青森県警察本部長

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律及び性的な姿態を撮影する行為等の 処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関 する法律等による警察庁所管法令の改正について

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和5年法律第66号。以下「改正法」という。)(官報の写し:別添1、新旧対照条文(抄):別添2)及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和5年法律第67号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。)(官報の写し:別添3、新旧対照条文(抄):別添4)が令和5年6月23日に、刑法

(官報の写し:別添3、新旧対照条文(抄):別添4)が令和5年6月23日に、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和5年政令第235号。以下「改正法整備政令」という。)(官報の写し:別添5、新旧対照条文(抄):別添6)及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和5年政令第236号。以下「性的姿態撮影等処罰法整備政令」という。)(官報の写し:別添7、新旧対照条文(抄):別添8)が令和5年7月5日に、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則(令和5年国家公安委員会規則第12号。以下「整備規則」という。)(官報の写し:別添9)が令和5年7月10日に公布され、それぞれ令和5年7月13日から施行された。その概要は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

計

- 第1 改正法及び性的姿態撮影等処罰法関係
 - 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正
 - (1) 改正法による改正 刑法改正における条ずれを反映するものである。

(2) 性的姿態撮影等処罰法による改正

ア 風俗営業等の許可に係る欠格事由及び取消事由並びに店舗型性風俗特殊営 業等の営業停止事由の追加

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。)第4条第1項第2号(同法第31条の23において準用する場合を含む。)は、風俗営業及び特定遊興飲食店営業(以下「風俗営業等」という。)の許可を受けようとする者の欠格事由として、同号に掲げる罪を犯して1年未満の懲役又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者を規定している。また、同法第8条(同法第31条の23において準用する場合を含む。)の規定により、風俗営業等の許可を受けた者について同法第4条第1項第2号に該当する事実が判明したときは、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)はその許可を取り消すことができるとされている。

加えて、同法第30条第1項、第31条の5第1項、第31条の6第2項第2号、第31条の15第1項、第31条の20及び第31条の21第2項第2号は、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業又は無店舗型電話異性紹介営業(以下「店舗型性風俗特殊営業等」という。)の営業停止事由として、これらの営業を営む者又はその代理人等が同法第4条第1項第2号に掲げる罪のうち一定のものに当たる違法な行為をしたときを規定している。

これら風俗営業等の許可に係る欠格事由及び取消事由並びに店舗型性風俗特殊営業等の営業停止事由について、性的な姿態を撮影する行為等に係る罪(性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までに規定する罪をいう。以下同じ。)を新たに追加することとされた。

イ 興行場営業の営業停止事由の追加

風営適正化法第35条は、興行場営業(同法第2条第6項第3号の営業を除く。)の営業停止事由として、同営業を営む者又はその代理人等が当該営業に関し、刑法(明治40年法律第45号)第174条若しくは第175条の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ法」という。)第7条第2項から第8項までの罪を犯した場合を規定している。

これらの興行場営業の営業停止事由について、性的な姿態を撮影する行為等に係る罪を新たに追加することとされた。

ウ 特定性風俗物品販売等営業の営業停止事由の追加

風営適正化法第35条の2は、特定性風俗物品販売等営業(同法第2条第6項第5号の政令で定める物品を販売し、又は貸し付ける部分に限る。)の営

業停止事由として、同営業を営む者又はその代理人等が当該営業に関し、刑法第175条の罪又は児童ポルノ法第7条第2項から第8項までの罪を犯した場合を規定している。

これらの特定性風俗物品販売等営業の営業停止事由について、性的な姿態を撮影する行為等に係る罪を新たに追加することとされた。

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の改正

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第1号は、「暴力的不法行為等」を同法別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為と規定しているところ、「暴力的不法行為等」に当たる罪として、性的姿態撮影等処罰法第2章に規定する罪を新たに追加することとされた。

- 3 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する 法律の改正
- (1) 改正法による改正

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号。以下「出会い系サイト規制法」という。)第8条第2号は、インターネット異性紹介事業(以下「事業」という。)を行うに当たっての欠格事由として、禁錮以上の刑に処せられ、又は同法、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第60条第1項若しくは児童ポルノ法に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者を規定している。

また、出会い系サイト規制法第14条第1項の規定により、インターネット異性紹介事業者(以下「事業者」という。)がその行う事業に関し同法第8条第2号に規定する罪に当たる行為をしたと認めるときは、当該事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会(以下「管轄公安委員会」という。)は、当該事業者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて、当該事業の全部又は一部の停止を命令することができ、同法第14条第2項の規定により、事業者が同法第8条第2号に該当することが判明したときは、管轄公安委員会は、当該事業者に対し、当該事業の廃止を命令することができるとされている。

さらに、同法第18条第3項第1号は、登録誘引情報提供機関の登録に当たっての欠格事由として、禁錮以上の刑に処せられ、又は同法、児童福祉法第60条第1項若しくは児童ポルノ法に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者を規定している。

加えて、出会い系サイト規制法第25条第1号の規定により、登録誘引情報提供機関が同法第18条第3項第1号に該当するに至ったときは、国家公安委員会は、当該登録誘引情報提供機関の登録を取り消すことができるとされている。

これら事業の実施に係る欠格事由、事業停止命令事由及び事業廃止命令事由並びに登録誘引情報提供機関の登録に係る欠格事由及び登録取消事由について、面会要求等の罪(改正法による改正後の刑法(以下「新刑法」という。)第182条に規定する罪をいう。以下同じ。)を新たに追加することとされた。

(2) 性的姿態撮影等処罰法による改正

事業の実施に係る欠格事由、事業停止命令事由及び事業廃止命令事由並びに 登録誘引情報提供機関の登録に係る欠格事由及び登録取消事由について、性的 な姿態を撮影する行為等に係る罪(その被害者に児童が含まれるものに限る。) を新たに追加することとされた。

- 第2 改正法整備政令及び性的姿態撮影等処罰法整備政令関係
 - 1 警察法施行令の改正
 - (1) 改正法整備政令による改正

警察法(昭和29年法律第162号)第37条第1項第8号において「国の公安に係る犯罪その他特殊の犯罪の捜査に要する経費」を国庫が支弁することと規定されており、これらの犯罪は具体的には、警察法施行令(昭和29年政令第151号)第2条第8号ソにおいて、「日本国民の国外における犯罪のうち殺人、放火、強盗、強制性交等、傷害、略取誘拐、窃盗又は詐欺の犯罪であつて重要なもの」と規定されているところ、これの「強制性交等」を「不同意性交等」に改めることとされた。

(2) 経過措置

改正法整備政令による改正後の警察法施行令第2条の規定の適用については、改正法による改正前の刑法(以下「旧刑法」という。)第177条、第178条第2項又は第180条若しくは第181条第2項(これらの規定中旧刑法第177条又は第178条第2項の罪に係る部分に限る。)に規定する犯罪は、不同意性交等の犯罪とみなすこととされた。

- 2 銃砲刀剣類所持等取締法施行令の改正
- (1) 改正法整備政令による改正
 - ア 猟銃所持の許可の欠格事由の追加等

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。) 第5条の2第2項第3号は、猟銃の所持の許可を受けようとする者の欠格事 由として、銃砲刀剣類等を使用して同項第2号に規定する罪以外の凶悪な罪 で政令で定めるものに当たる違法な行為をした日から起算して10年を経過し ていない者を規定しており、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令 第33号。以下「銃刀法施行令」という。)第12条第2項各号において凶悪な 罪が列挙されている。

これら凶悪な罪のうち一定の性犯罪について刑法改正に伴う規定の整備を 行うこととされた。

イ 経過措置

改正法整備政令による改正後の銃刀法施行令第12条第2項の規定の適用については、旧刑法第176条、第177条又は第180条(旧刑法第176条又は第177条の罪に係る部分に限る。)に規定する罪は、同項第1号に掲げる罪とみなすこととされた。

(2) 性的姿態撮影等処罰法整備政令による改正

銃刀法施行令第12条第2項各号において列挙されている凶悪な罪に、性的な 姿態を撮影する行為等に係る罪のうち銃砲刀剣類等を使用して行う場合が想定 されるものを新たに追加することとされた。

- 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の改正
 - (1) 改正法整備政令による改正

ア 店舗型性風俗特殊営業等の営業停止事由の追加等

風営適正化法第30条第1項は、店舗型性風俗特殊営業の営業停止事由として、同営業の営業者又はその代理人等が当該営業に関し善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものをしたときを規定しており、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号。以下「風営適正化法施行令」という。)第17条において重大な不正行為に当たる罪が列挙されている。

また、風営適正化法第31条の5第1項及び第31条の6第2項第2号は無店舗型性風俗特殊営業の、同法第31条の15第1項は店舗型電話異性紹介営業の、同法第31条の20及び第31条の21第2項第2号は無店舗型電話異性紹介営業の営業停止事由について規定しており、これらの規定における重大な不正行為に当たる罪については、風営適正化法施行令第18条、第20条及び第21条にそれぞれ規定されている。また、いずれも同令第17条各号(第2号及び第3号を除く。)に掲げる行為を引用している。

これらの店舗型性風俗特殊営業等の営業停止事由について、刑法改正における条の削除を反映するほか、刑法改正において新設された面会要求等の罪を新たに追加することとされた。

イ 接客業務受託営業の営業停止事由の追加等

風営適正化法第35条の4第2項は、接客業務受託営業の営業停止事由として、同営業の営業者又はその代理人等が当該営業に関し、受託接客従業者に善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を行わせる手段となるおそれがある重大な不正行為で政令で定めるものをしたときを規定しており、風営適正化法施行令第28条において重大な不正行為に当たる罪が列挙されている。

これらの接客業務受託営業の営業停止事由について、刑法改正における条の削除及び条ずれを反映するほか、面会要求等の罪を新たに追加するこ

ととされた。

ウ経過措置

改正法整備政令による改正後の風営適正化法施行令(以下「新風営適正化法施行令」という。)第17条、第18条、第20条及び第21条の規定の適用については、旧刑法第176条から第178条まで又は第180条若しくは第181条(これらの規定中旧刑法第176条から第178条までの罪に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為は新風営適正化法施行令第17条第1号に掲げる行為とみなすこととされ、新風営適正化法施行令第28条の規定の適用については、旧刑法第176条から第178条まで又は第180条若しくは第181条(これらの規定中旧刑法第176条から第178条までの罪に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為は、新風営適正化法施行令第28条第2号に掲げる行為とみなすこととされた。

- (2) 性的姿態撮影等処罰法整備政令による改正
 - (1)イに記載の接客業務受託営業の営業停止事由である風営適正化法施行 令第28条において列挙されている重大な不正行為に当たる罪に、性的な姿態 を撮影する行為等に係る罪を新たに追加することとされた。
- 4 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関す る法律施行令の改正
 - (1) 改正法整備政令による改正 刑法改正における条ずれ等を反映するものである。
 - (2) 経過措置

改正法整備政令による改正後のインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令(平成20年政令第346号。以下「新出会い系サイト規制法施行令」という。)第1条の規定の適用については、旧刑法第176条に規定する罪(児童に対するわいせつな行為に係るものに限る。)、旧刑法第177条に規定する罪(児童に対する性交等に係るものに限る。)又は旧刑法第178条若しくは旧刑法第180条若しくは第181条(これらの規定中旧刑法第176条から第178条までの罪に係る部分に限る。)に規定する罪(児童に対するわいせつな行為又は性交等に係るものに限る。)は、新出会い系サイト規制法施行令第1条第3号に掲げる罪とみなすこととされた。

第3 整備規則関係

1 警察官等拳銃使用及び取扱い規範の改正

警察官等拳銃使用及び取扱い規範(昭和37年国家公安委員会規則第7号)第2条第2項は、警察官の武器使用による危害禁止の例外を定めた警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)第7条ただし書第1号に規定する「死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁こにあたる兇悪な罪」に当たる罪を例示している。同項第3号は、「人の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがあり、

かつ、凶器を携帯するなど著しく人を畏怖させるような方法によつて行われる罪 として次に掲げるもの」として具体的な罪を列挙している。

この列挙された罪のうち、旧刑法第177条を新刑法第177条第1項に改めることとした。

2 警備業の要件に関する規則第1条の改正

(1) 改正内容

警備業法(昭和47年法律第117号)第3条第3号は、警備業を営んではならない者として、最近5年間に警備業務に関し他の法令の規定に違反する重大な不正行為で国家公安委員会規則で定めるものをした者を掲げており、警備業の要件に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第1号。以下「要件規則」という。)第1条において、重大な不正行為を定めている。

同条第2号は、旧刑法第178条第2項(準強制性交等)及び旧刑法第180条(第178条第2項に係る部分に限る。)(準強制性交等の未遂)に規定する罪を掲げているところ、刑法改正における条の削除に伴い、これらの罪を要件規則第1条第2号アから削除することとした。

(2) 経過措置

整備規則による改正後の要件規則(以下「新要件規則」という。)第1条の規定の適用については、旧刑法第177条、第178条第2項又は第180条若しくは第181条第2項(これらの規定中旧刑法第177条又は第178条第2項の罪に係る部分に限る。)に規定する罪は、新要件規則第1条第2号アに掲げる罪とみなすこととした。

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則等の改正

(1) 改正内容

暴対法は、暴力団員の人数のうちに占める「暴力的不法行為等」に係る犯罪 経歴保有者の人数の比率が一定の比率を超えること等を暴力団の指定の要件と するなどしており、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則 (平成3年国家公安委員会規則第4号。以下「暴対法施行規則」という。)は、 「暴力的不法行為等」に係る罪として一定の罪を定めている。

また、警備業法、風営適正化法、銃刀法、古物営業法(昭和24年法律第108号)、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)は、「集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者」であることを、認定、許可又は登録の欠格事由としている。そして、要件規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則(平成3年国家公安委員会規則第8号)、古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員

会規則第10号)、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成14年国家公安委員会規則第11号)及び確認事務の委託の手続等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)は、「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為」として一定の行為を定めている。

これらの国家公安委員会規則において、「暴力的不法行為等」及び「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」として、

- 性的な姿態を撮影する行為等
- ・ 性的姿態撮影等処罰法第3条第2項並びに第5条第1項及び第2項の罪 に係る組織的犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法 律第136号)第6条の2の罪に当たる行為
- ・ 16歳未満の者に対する性的影像記録送信要求行為(新刑法第182条第3項)

を新たに追加するなど、刑法改正等に伴う規定の整備を行うこととした。

(2) 経過措置

整備規則による改正後の暴対法施行規則(以下「新暴対法施行規則」という。) 第1条の規定の適用については、旧刑法第177条又は第180条若しくは第181条 第2項(これらの規定中旧刑法第177条の罪に係る部分に限る。)に規定する 罪は、新暴対法施行規則第1条第2号に掲げる罪とみなすこととした。

> 担当:生活保安課営業・危険物係 (第1中1、第2中2及び3 並びに第3中2について) 教養課術科教養係 (第3中1について) 生活安全企画課少年対策係 (第1中3及び第2中4について) 捜査第一課強行犯係 (第2中1について) 捜査第二課暴力団対策係 (第1中2及び第3中3について)

官

国事行為臨時代行名

令和五年六月二十三日

内閣総理大臣

岸田

文雄

法律第六十六号

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律

(刑法の一部改正)

せつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等」を「不同意わいせつ、不同意性交等」に、「強 一条 刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。 第三条第五号中「第百七十六条」の下に「、第百七十七条及び第百七十九条」を加え、「強制わ 目次中「強制性交等」を「不同意性交等」に改める。

交等」を「強盗・不同意性交等」に改める。 に、「強制わいせつ等致死傷」を「不同意わいせつ等致死傷」に改め、同条第六号中「強盗・強制性 わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等」を「不同意わいせつ、 第三条の二第一号中「第百七十六条」の下に「、第百七十七条及び第百七十九条」を加え、「強制 不同意性交等」

盗・強制性交等」を「強盗・不同意性交等」に改める。

制わいせつ等致死傷)及び」を「不同意わいせつ等致死傷)並びに」に改め、同条第十四号中

強

第百七十六条から第百七十八条までを次のように改める。

第二編第二十二章の章名中「強制性交等」を「不同意性交等」に改める

(不同意わいせつ)

第百七十六条 次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、 思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、 わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、六月以上十年以下の拘禁刑に処する。 同意しない意

- 暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと。 心身の障害を生じさせること又はそれがあること。
- アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること。
- 五四 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること。
- 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと。
- 六 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕させること又はその事態に直面して 恐怖し、若しくは驚愕していること。
- 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること。
- それを憂慮していること。 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又は
- 同様とする。 又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為をした者も、 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、
- 合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。)も、第一項と同様 十六歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者(当該十六歳未満の者が十三歳以上である場

第百七十七条 前条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、 交等」という。)をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、五年以上の有期拘禁刑に処する。 ことに乗じて、性交、肛門性交、口腔性交又は膣若しくは肛門に身体の一部(陰茎を除く。)若し くは物を挿入する行為であってわいせつなもの(以下この条及び第百七十九条第二項において「性 同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にある 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、

又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、性交等をした者も、前項と同様とす

第百七十八条 削除 ては、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。)も、 ては、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。)も、第一項と同様とする。 十六歳未満の者に対し、性交等をした者(当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合につい

(号外第 132 号)

第百七十九条第一項中「第百七十六条」を「第百七十六条第一項」に改め、 同条第二項中 第百

七十七条」を「第百七十七条第一項」に改める。 第百八十条中「から前条まで」を「、第百七十七条及び前条」に改める。

項」を削り、同条第二項中「、第百七十八条第二項」を削る。 第百八十一条の見出しを「(不同意わいせつ等致死傷)」に改め、 同条第一項中「、第百七十八条第

第百八十三条を削り、第百八十二条を第百八十三条とし、第百八十一条の次に次の一条を加える。 (十六歳未満の者に対する面会要求等)

第百八十二条 わいせつの目的で、十六歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいずれかの行為をし 上前の日に生まれた者に限る。)は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 た者(当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以

威迫し、偽計を用い又は誘惑して面会を要求すること。

拒まれたにもかかわらず、反復して面会を要求すること。

2 拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。 前項の罪を犯し、よってわいせつの目的で当該十六歳未満の者と面会をした者は、二年以下の 金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をして面会を要求すること。

当該行為をさせることがわいせつなものであるものに限る。)を要求した者(当該十六歳未満の者 る。)は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限 十六歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいずれかの行為(第二号に掲げる行為については、

性交、肛門性交又は口腔性交をする姿態をとってその映像を送信すること

以下この号において同じ。)を触り又は触られる姿態、性的な部位を露出した姿態その他の姿態 される姿態、性的な部位(性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。前号に掲げるもののほか、膣又は肛門に身体の一部(陰茎を除く。)又は物を挿入し又は挿入 をとってその映像を送信すること。

七条の罪」に、「又は強制性交等」を「又は同条」に改める。 中、「強制性交等の罪(第百七十九条第二項の罪を除く。以下この項において同じ。)」を「第百七十中「強制性交等の罪(第百七十九条第二項の罪を除く。 第二百四十一条の見出し中「強盗・強制性交等」を「強盗・不同意性交等」に改め、同条第一項

(刑事訴訟法の一部改正)

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する

一百五十条に次の二項を加える。

過することによつて完成する。 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる罪についての時効は、当該各号に定める期間を経

罪又は盗犯等の防止及び処分に関する法律 る部分に限る。) 二十年 刑法第百八十一条の罪 (人を負傷させたときに限る。)若しくは同法第二百四十一条第一項の (昭和五年法律第九号)第四条の罪(同項の罪に係

7

刑法第百七十七条、第百七十八条第二項若しくは第百七十九条第二項の罪又はこれらの罪の

三 刑法第百七十六条、第百七十八条第一項若しくは第百七十九条第一項の罪若しくはこれらの ものに限る。) 十二年 罪の未遂罪又は児童福祉法第六十条第一項の罪(自己を相手方として淫行をさせる行為に係る

時に十八歳未満である場合における時効は、当該各号に定める期間に当該犯罪行為が終わつた時 よつて完成する。 から当該被害者が十八歳に達する日までの期間に相当する期間を加算した期間を経過することに 前二項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる罪について、その被害者が犯罪行為が終わつた

第三条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

の下に「同法」を加え、「若しくは第二百四十一条第一項」を「の罪若しくは同法第二百四十一条第 十七条、第百七十九条、第百八十一条若しくは第百八十二条」に改め、「第二百二十七条第一項(」 「項」に改める。 第百五十七条の六第一項第一号中「から第百七十九条まで若しくは第百八十一条」を「、

第一項」を削る。 第二百五十条第三項第二号中「、第百七十八条第二項」を削り、 同項第三号中「、第百七十八条

の下に「同法」を加え、「若しくは第二百四十一条第一項」を「の罪若しくは同法第二百四十一条第 十七条、第百七十九条、第百八十一条若しくは第百八十二条」に改め、「第二百二十七条第一項(」 第二百九十条の二第一項第一号中「から第百七十九条まで若しくは第百八十一条」を「、

第三百十六条の三十三第一項第二号中「から第百七十九条まで」を「、第百七十七条、 第百七十

第三百二十一条の二の次に次の一条を加える

第三百二十一条の三 第一号に掲げる者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法によ り記録した記録媒体(その供述がされた聴取の開始から終了に至るまでの間における供述及びそ 問する機会を与えなければならない。 いて、裁判所は、その記録媒体を取り調べた後、 るときは、第三百二十一条第一項の規定にかかわらず、証拠とすることができる。この場合にお れたものであると認める場合であつて、聴取に至るまでの情況その他の事情を考慮し相当と認め の状況を記録したものに限る。)は、その供述が第二号に掲げる措置が特に採られた情況の下にさ 訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋

若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者 十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。)若 罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪(わいせつ又は結婚の目的 しくは第三項(わいせつの目的に係る部分に限る。)の罪若しくは同法第二百四十一条第一項 に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。)、同法第二百二十七条第一項(同法第二百二 刑法第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条、第百八十一条若しくは第百八十二条の

する法律第四条から第八条までの罪の被害者 第二項の罪又は児童買春、 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条 、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関

害されるおそれがあると認められる者 の他の事情により、更に公判準備又は公判期日において供述するときは精神の平穏を著しく イ及び口に掲げる者のほか、犯罪の性質、供述者の年齢、心身の状態、被告人との関係そ

3

次に掲げる措置

の他の供述者が十分な供述をするために必要な措置 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、供述者の不安又は緊張を緩和することそ

2

前項の規定により取り調べられた記録媒体に記録された供述者の供述は、第二百九十五条第 述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、誘導をできる限り避けることその他の供

項前段の規定の適用については、被告事件の公判期日においてされたものとみなす。 第三百二十三条中「前三条」を 「第三百二十一条から前条まで」に改め、同条第三号中「外特に」

「ほか特に」に改める。

を

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。 掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 ただし、 次の各号に

3

第二条の規定並びに附則第四条第一項及び第五条の規定 公布の日

- の改正規定並びに附則第四条第三項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内におい て政令で定める日 第三条中刑事訴訟法第三百二十一条の二の次に一条を加える改正規定及び同法第三百二十三条
- 附則第十九条の規定 条第四号に定める日 刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和五年法律第二十八号) 附則第

(罰則の適用に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 2 六第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる者とみなす。 害者は、第三条の規定による改正後の刑事訴訟法(以下「新刑事訴訟法」という。)第百五十七条の !(以下「旧刑法」という。)第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪の被前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条の規定による改正前の刑
- 規定の適用については、同項第一号に掲げる事件とみなす。 七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件は、新刑事訴訟法第二百九十条の二第一項の第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第百七十六条から第百
- 七十八条までの罪は、新刑事訴訟法第三百十六条の三十三第一項の規定の適用については、 二号に掲げる罪とみなす。 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第百七十六条から第百 同項第

金曜日

第三条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において 期懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同法第百七十六条、第条中「拘禁刑」とあるのは「懲役」と、同法第百七十七条第一項中「有期拘禁刑」とあるのは「有 百七十七条及び第百八十二条の規定の適用についても、同様とする。 第百七十七条及び第百八十二条の規定の適用については、同法第百七十六条第一項及び第百八十二 「刑法施行日」という。)の前日までの間における第一条の規定による改正後の刑法第百七十六条、

(刑事訴訟法の一部改正に伴う経過措置)

令和 **5** 年 **6** 月 **23** 日

十一条第二項において「施行日」という。)の前日までの間における第二条の規定による改正後の刑第四条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日からこの法律の施行の日(次条第二項及び附則第 事訴訟法(以下この項及び次条において「第二条改正後刑事訴訟法」という。)第二百五十条第三項 の罪又はその未遂罪は、 刑法(以下この条において 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の 及び第四項の規定の適用については、刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号) 第二条改正後刑事訴訟法第二百五十条第三項第二号に掲げる罪とみなし、 「従前の例による平成二十九年改正前刑法」という。)第百七十八条の二

> は従前の例による平成二十九年改正前刑法第二百四十一条前段の罪若しくはその未遂罪は、第二条従前の例による平成二十九年改正前刑法第百八十一条第三項 (人を負傷させたときに限る。)の罪又 改正後刑事訴訟法第二百五十条第三項第一号に掲げる罪とみなす

- の未遂罪は、新刑事訴訟法第二百五十条第三項第一号に掲げる罪とみなす。 若しくは第百七十八条第二項の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は従前の例による平成二十九年改 ときに限る。)の罪又は従前の例による平成二十九年改正前刑法第二百四十一条前段の罪若しくはそ 掲げる罪とみなし、従前の例による平成二十九年改正前刑法第百八十一条第三項(人を負傷させた 正前刑法第百七十八条の二の罪若しくはその未遂罪は、新刑事訴訟法第二百五十条第三項第二号に 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第百七十七条 によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第百七十六条若しくは第百七十八条第 一項の罪又はこれらの罪の未遂罪は、新刑事訴訟法第二百五十条第三項第三号に掲げる罪とみなし、 新刑事訴訟法第二百五十条第三項及び第四項の規定の適用については、附則第二条第一項の規
- 刑法第百七十八条の二の罪若しくはその未遂罪、従前の例による平成二十九年改正前刑法第百八十 イに掲げる者とみなす。 未遂罪の被害者は、新刑事訴訟法第三百二十一条の三第一項の規定の適用については、 一条第三項の罪若しくは従前の例による平成二十九年改正前刑法第二百四十一条の罪若しくはその 条から第百七十八条までの罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は従前の例による平成二十九年改正前 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第百七十六 号

(公訴時効に関する経過措置)

第五条 第二条改正後刑事訴訟法第二百五十条第三項及び第四項の規定は、 既にその公訴の時効が完成している罪については、適用しない。 第二条の規定の施行の際

にかかわらず、第二条の規定の施行の際その公訴の時効が完成していない罪についても、適用する。 の規定は、刑法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百五十六号)附則第三条第二項の規定 第二条改正後刑事訴訟法(施行日以後においては新刑事訴訟法)第二百五十条第三項及び第四項 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正)

第六条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号) の

部を次のように改正する。

(旅館業法の一部改正) 第四条第一項第二号ロ中「第百八十二条」を「第百八十三条」に改める

第七条 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する (組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正) 第八条第一号中「又は第百八十二条」を「、第百八十二条又は第百八十三条」に改める。

第八条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号) の

部を次のように改正する。

準強制性交等)」を「(不同意わいせつ) 又は第百七十七条 (不同意性交等)」に改める。 別表第三第二号カ中「から第百七十八条まで(強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九条 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第百七 第二号カに掲げる罪とみなす の規制等に関する法律第六条の二、別表第三及び別表第四の規定の適用については、同法別表第三 十六条から第百七十八条までの罪は、前条の規定による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益

第十条 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律 二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する (犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正)

に改める。 せつ及び準強制性交等、」を「(不同意わいせつ)、第百七十七条(不同意性交等)又は第百七十九条 第二十三条第一項第二号イ中「から第百七十九条まで(強制わいせつ、強制性交等、準強制わ

(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正に

第二十四条第一項の規定の適用については、同項第二号イに掲げる罪とみなす。 による改正後の犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律 七十六条から第百七十八条までの罪は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第二十二条の規定 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第百

律附則第二十二条」とあるのは「罪は、前条」と、「第二十四条第一項」とあるのは「第二十三条第 までの間における前項の規定の適用については、同項中「罪は、刑事訴訟法等の一部を改正する法」 施行日から刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日

第十二条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 (インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部改正) 五年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第二号中 「この法律」の下に「、刑法 (明治四十年法律第四十五号) 第百八十二条] を加

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正) 第十八条第三項第一号中「この法律」の下に「、刑法第百八十二条」を加える

第十三条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五

年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「から第百八十条まで」を「、第百七十七条、第百七十九条又は第百八十

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正に伴う

第十四条 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第百 行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二条第一項の規定の適用については、 に係るものに限る。)に規定する行為は、前条の規定による改正後の心神喪失等の状態で重大な他害 七十六条から第百七十八条まで又は旧刑法第百八十条(旧刑法第百七十六条から第百七十八条まで に掲げる行為とみなす。 同項第二号

(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部改正)

第十五条 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和三年法律第五十七号) 部を次のように改正する。

の

律」に改める。 十二条の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法 買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」を「刑法第百八 第二条第三項第一号中「第百七十七条」を「第百七十七条第一項」に改め、同項第三号中「児童

(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第百八十二条の罪に当たる行為については、 前条の規定による改正後の教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第 (第三号に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行前に行われた同号に規定する刑法 適用しない。

(刑法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条のうち、刑法第百六十五条第一項、第百六十六条第一項、第百六十七条第一項、第百六十第十七条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。 第百八十四条、第百八十六条並びに第百八十七条第一項及び第二項の改正規定中 第一項及び第百七十六条の改正規定中「、第百七十五条第一項及び第百七十六条」 八条の二第一項、第百六十八条の三、第百六十九条、第百七十二条、第百七十四条、第百七十五条 五条第一項」に改め、同法第百七十七条の改正規定を削り、 「第百八十三条」に改める 同法第百八十一条、 「第百八十二条」 第百八十二条、 を「及び第百七

> 第十八条 刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する (刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正)

若しくは第百八十一条」を「、第百七十七条、第百七十九条、第百八十一条若しくは第百八十一 第二百七十一条の次に七条を加える改正規定のうち第二百七十一条の二中「から第百七十 第一条のうち刑事訴訟法第二百一条の次に一条を加える改正規定のうち第二百一条の二及び同

(刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑 第一項並びに改正後の刑事訴訟法第四百六十八条第四項の規定の適用については改正後の刑事訴おいて読み替えて準用する改正後の刑事訴訟法第二百七十一条の六第五項及び第二百七十一条の 九十九条の五第二項(第二号イに係る部分に限る。)並びに第三百十二条の二第一項、同条第四項に七十一条の八第一項及び第四項、第二百九十九条の四第二項、第四項、第七項及び第九項、第二百第一項、第二百七十一条の五第一項(第一号イに係る部分に限る。)、第二百七十一条の六、第二百法第二百一条の二第一項第一号イに掲げる事件とみなし、改正後の刑事訴訟法第二百七十一条の二法第二百一条の二第一項第一号イに掲げる事件とみなし、改正後の刑事訴訟法第二百七十一条の二 法第二百七十一条の二第一項第一号イに掲げる事件とみなす。 事訴訟法」という。)第二百一条の二第一項及び第二項、第二百七条の二、第二百七条の三第一項(第改正する法律第一条の規定による改正後の刑事訴訟法(以下この項及び次項において「改正後の刑 七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件は、刑事訴訟法等の一部 一号イに係る部分に限る。)並びに第四百二十九条第三項の規定の適用については改正後の刑事訴訟

に付随する措置に関する法律第二十二条第一項及び第四十六条第一項の規定の適用については、る法律附則第二十二条の規定による改正後の犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手に 条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件は、刑事訴訟法等の一部を改正す 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第百七十六 改続

ける前項の規定の適用については、同項中「第四十六条第一項」とあるのは、「第四十二条第一項」 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号)の施行の日の前日までの間にお正後の刑事訴訟法第二百七十一条の二第一項第一号イに掲げる事件とみなす。 とする。

(検討等)

3

第二十条 政府は、性的な被害に係る犯罪規定が社会の受け止め方を踏まえて処罰対象を適切に決す 六十七号)の規定(以下「新刑法等の規定」という。)の施行の状況を勘案し、新刑法等の規定の施び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第おいて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及に対する社会の意識の変化に対応していること等に鑑み、この法律の施行後五年を経過した場合にに対する社会の意識の変化に対応していること等に鑑み、この法律の施行後五年を経過した場合にべきものであるという特質を有し、また、その改正がそれぞれの時代の性的な被害の実態及びこれべきものであるという特質を有し、また、その改正がそれぞれの時代の性的な被害の実態及びこれ とする。 方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものいての意識も踏まえつつ、速やかに性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り 行後の性的な被害の実態及びこれに対する社会の受け止め方や社会の意識、とりわけ性的同意につ

2 性的な被害の実態について、必要な調査を行うものとする。
政府は、前項の検討がより実証的なものとなるよう、性的な被害を申告することの困難さその (周知)

民に周知を図るものとする。応して、刑罰を伴う新たな行為規範を定めるものであることに鑑み、)新たな行為規範を定めるものであることに鑑み、その趣旨及び内容について国新刑法等の規定が、性的な被害の実態及びこれに対する社会の意識の変化に対

文部科学大臣臨時代理 内閣総理大臣 国務大臣 法務大臣 **齋** 岸藤 田 加 小藤 倉 文健雄

厚生労働大臣

 \bigcirc

風 俗 営 業 等 \mathcal{O} 規 制 及 び 業 務 \mathcal{O} 適 正 化 等 に 関 す る 法 律 昭 和 + 三 年 法 律 第 百 二十二号) 附 則 第 六 条 関 係

改 正

案

可

第 をす四へ L る条許 て者 な次安基 らの委準 な各員 い号会 のは ず前 れ条 か第 に一 該項 当の す許 る可 とを き受 はけ ょ う 可と

ロイし受金は なけの次 刑へいる刑に年略はが公の と処げ上 がせるの なら罪懲 くれを役 な `犯 若 つそしし たのてく 日執一は か行年禁 らを未錮 起終満の 算わの刑 り懲に 、役 処 7 五又若せ 年はしら を執くれ 経行は 過を罰又

目は十二には第以条 的第五十おわ二下へ第、 若に二条七いい百こ営百第法略者こに掲以 し係百 、条てせ二の利八百へ くる二第第同つ十号又十七明 は部十二一じの六には六十治 目条おわ条五四 第分六百項 一的のいい 条 十 、に二てせ第 項限の十同 年 ~る三六法第係 ←同つ二第法 。の条第 二る第 じの百百律 百部 目二八第 利以罪 又下を第百二分項 的十十四 、に四三十 はこ犯二二十にに わのし百十六限つ第係条条五 い号た二四条るい二る、、 せに者十条の。て百部第第 つおを六 三以は二分二百第 下 ` のい幇景条第 十に百八百 目て助の二第こ営六限二十七 的同す二百二の利条る十五十 にじる又二百号又 五条四

行

第 をす四へ る条許 L て者 な次安基 らの委準 な各員 い号会 のは ず前 れ条 か第 に一 該項 当の す許 る可 とを き受 はけ ょ 許う 可と

ロイし受金は なけの次一 刑へいる刑に年略はが公の と処げ上 がせるの なら罪懲 くれを役 犯若 つそしし たのて < 日執一は か行年禁 らを未錮 起終満の 算わの刑 り懲に 役 処 五又若せ 年はしら を執くれ 経行は 過を罰又

な

て

目は十二には第以条 的第五十おわ二下(第) 若に二条七いい百こ営百第法略者こに掲以 、条てせ二の利八百へ し係百 第第同つ十号又十七明 は部十二一じの六には六十治 。目条おわ条五四 第分六百項 に条二 条十 的のいい、 、に二 項限の十同 てせ第 年 る三六法第係へ同つ二第法 の条第 二る第 じの百百律 二百部三 利以罪 目二八第) 的十十四、に四二十 下を第百二分項 はこ犯二二 十にに わのし百十六限つ第係条条五 い号た二四条るい二るサレ考十条の。て百部 て百部第第 せに者十条の 三以は二分二百第 つおを六 のい幇景条第一 、十に百八百 下 目て助の二第 こ営六限二十七 的同す二百二の利条る十五十 にじる又二百号又 五条四

2 5 <u>三</u> 4 5 ハ 十分若、二は係 一ワし第十第る く二五二部 略 ((は 百 条 百 分 略略第二、二に 三十第十限 項六二八る に条百条 係の二一以 る三十同下 部又六法こ 分は条第の に第 限二第百に の七十条同 罪条六、 第条第一の二 項二百又

、二は係 若 し第十第るく二五二部 ワ へへは百条百分 略 第 二 、二 限 項六二八る に条百条 係の二一以 る三十同下 部又六法こ 分は条第の に第、二号 限二第百に る百二二お 。 二百十い 十二四て の七十条同 罪条六、じ第条第。 第条第。一の二 項二百又

 \bigcirc 1 ネ ツ 卜 性 紹 介 事 業 を 利 用 L て 児 童 を 誘 引 す る 行 為 \mathcal{O} 規 制 等 に 関 す る 法 律 平 成 十 五 年 法 律 第 八 十三号

附イ 則ン 第タ 十 二 条 関 係 異

改

正

案

第 ネ八へ ッ条欠 1 異次事 性の由 紹 各 介号 事の 業い をず 行れ つか てに は該 な当 らす なる い者 タ

りし受金成規一祉明 七なけの十制項法治 禁 いる刑一及若一四 錮 略 こに年びし昭十 (者 以 と処法処く和年 上 がせ律罰は二法の なら第並児十律 刑 くれ五び童二第 に 十に買年四処 な つそ二児春法十 せ たの号童 `律五 5 日執一の児第号 れ か行に保童百 らを規護ポ六第 又 起終定等ル十百 は 算わすにノ四八 りる関に号十 \mathcal{O} 罪す係 7 法 五又をるる第条律 年は犯法行六、 を執し律為十児刑 経行て

等条

強法 過を罰平の第福へ

$\frac{\Xi}{\varsigma}$ 七

誘 一 引 略情 報 提 供 機 関

 \mathcal{O}

登

+

3 2 第

3 2 第

と次へ八登

禁がの略条録

で各

。ず

れ

カコ

に

該

す

る

者

は

登

録

を

以き号

錮

児条上なの

童、のいい

春十

ポ児刑

ル童に

ノ福処

に祉せ

係法ら

る第れ

為十又

等条は

の第こ

規一の

制項法

及若律

びし

行 六

+ _

誘

報

提

供

機

関

 \mathcal{O}

登

略

一 引

略情

処く刑 受 け る と次へ八登 。ず れ か に 該 当 す る 者 は 登 録 を 受 け る

罰は法 並児第 に祉 係法禁がの略条録 る第錮で各 行六以き号 為十上なの 等条のいい の第刑 規一に 制項処 及若せ びしら 処くれ 罰は 並児又 び童は に買こ 児春の 、法 童 の児律 保童 護ポ児 等ル童 にノ福

格

現

行

第 一ネ八へ ッ条欠 性の由 紹各 介 号 事の 業い をず 行れ つか てに は該 な当 らす なる 者 11 1

し受金成規一祉 なけの十制項法禁へト いる刑一及若、錮略異次事 者こに年びし昭以 と処法処く和上 がせ律罰は二の なら第並児十刑 くれ五び童二に 十に買年処 っそ二児春法せ `律ら ごの児第れ か行に保童百 らを規護ポ六又 起終定等ル十は 算わすにノ四こ りる関に号の 罪す係) 五又をるる第律 年は犯法行六 を執し律為十児 経行て

等条

産 過を罰平の第福

略

な

7

日執

たの号童

4 ~ 6 (略)

くなった日から起算して二年を経過しない者れ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな関する法律に規定する罪を犯して罰金の刑に処せら

(号外第 132 号)

第 第

二章

性的な姿態を撮影する行為等の処罰(第二条―第七条)

一章

総則(第一条)

法律第六十七号

消去等に関する法律をここに公布する 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の 御

国事行為臨時代行名

令和五年六月二十三日

内閣総理大臣

岸田

録の消去等に関する法律 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記

通則 (第九条)

押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等 性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複写した物等の没収

(第八条)

消去等の措置 (第十条・第十一条)

第四節 第三節 消去等の実施等(第二十二条―第二十五条) 消去等の手続(第十二条―第二十一条)

第五節 消去等に係る裁判手続の特例(第三十五条―第三十八条 不服申立て等(第二十六条―第三十四条)

第七節

(第四十三条—第四十五条)

第一章

官

第一条 この法律は、性的な姿態を撮影する行為、これにより生成された記録を提供する行為等を処 わせて、押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等の措置をすることによっ 罰するとともに、性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複写した物等の没収を可能とし、あ 性的な姿態を撮影する行為等による被害の発生及び拡大を防止することを目的とする。

第二章 性的な姿態を撮影する行為等の処罰

性的姿態等撮影

第二条 次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に 処する。

ら露出し又はとっているものを除いたもの(以下「対象性的姿態等」という。)を撮影する行為 人が通常衣服を着けている場所において不特定又は多数の者の目に触れることを認識しながら自 正当な理由がないのに、ひそかに、次に掲げる姿態等(以下「性的姿態等」という。)のうち、 位を覆うのに用いられるものに限る。)のうち現に性的な部位を直接若しくは間接に覆っている のイにおいて同じ。)又は人が身に着けている下着 (通常衣服で覆われており、かつ、性的な部 人の性的な部位(性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下こ 2

刑法第百七十六条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由によ 百七十七条第一項に規定する性交等をいう。)がされている間における人の姿態 イに掲げるもののほか、わいせつな行為又は性交等(刑法(明治四十年法律第四十五号)第

同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態に

人の対象性的姿態等を撮影する行為

あることに乗じて、

三 以上十六歳未満の者を対象として、当該者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者が、 の誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為 の性的姿態等を撮影する行為 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは特定の者以外の者が閲覧しないと 正当な理由がないのに、十三歳未満の者を対象として、その性的姿態等を撮影し、又は十三歳 そ

文雄 前項の罪の未遂は、罰する。

前二項の規定は、刑法第百七十六条及び第百七十九条第一項の規定の適用を妨げない (性的影像記録提供等)

第三条 性的影像記録(前条第一項各号に掲げる行為若しくは第六条第一項の行為により生成された 三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。 的姿態等)の影像が記録された部分に限る。)を複写したものをいう。以下同じ。)を提供した者は、 る影像送信をされた影像を記録する行為により生成された電磁的記録その他の記録にあっては、 成された電磁的記録その他の記録又は第五条第一項第四号に掲げる行為により同項第一号に規定す 記録又は当該記録の全部若しくは一部(対象性的姿態等(前条第一項第四号に掲げる行為により生 られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)その他の 電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作 性

若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 性的影像記録を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の拘禁刑

第四条 前条の行為をする目的で、性的影像記録を保管した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以 下の罰金に処する。

(性的姿態等影像送信)

(性的影像記録保管)

第五条 不特定又は多数の者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、 刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 五年以下の拘禁

像を送ることをいう。以下同じ。)をする行為 記録に係るものを除く。次号及び第三号において同じ。)の影像送信(電気通信回線を通じて、影 正当な理由がないのに、送信されることの情を知らない者の対象性的姿態等の影像(性的影像

一 刑法第百七十六条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由によ あることに乗じて、人の対象性的姿態等の影像の影像送信をする行為 同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態に

三 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは不特定若しくは多数の者に送信さ れないとの誤信をさせ、 の影像送信をする行為 てはそれらの誤信をしていることに乗じて、人の対象性的姿態等の影像

年以上前の日に生まれた者が、当該十三歳以上十六歳未満の者の性的姿態等の影像の影像送信を 以下この号において同じ。)の影像送信をし、又は十三歳以上十六歳未満の者が生まれた日より五 正当な理由がないのに、十三歳未満の者の性的姿態等の影像(性的影像記録に係るものを除く。

れた影像の影像送信をした者も、同項と同様とする。 情を知って、不特定又は多数の者に対し、前項各号のいずれかに掲げる行為により影像送信をさ

3 前二項の規定は、刑法第百七十六条及び第百七十九条第一項の規定の適用を妨げない (性的姿態等影像記録)

第六条 情を知って、前条第一項各号のいずれかに掲げる行為により影像送信をされた影像を記録し た者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

前項の罪の未遂は、 罰する。

2

金曜日

官

私事性的画像記録に係る電磁的記録

2

第二条から前条までの罪は、刑法第三条の例に従う。 性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複写した物等の没収

次に掲げる物は、没収することができる。

第二条第一項又は第六条第一項の罪の犯罪行為により生じた物を複写した物

定する私事性的画像記録物をいう。第十条第一項第一号口において同じ。)を複写した物 行為を組成し、若しくは当該犯罪行為の用に供した私事性的画像記録物(同法第二条第1 十条第一項第一号口において同じ。)が記録されている物若しくはこれを複写した物又は当該犯罪 性的画像記録(同法第二条第一項に規定する私事性的画像記録をいう。次条第一項第二号及び第 第三条第一項から第三項までの罪の犯罪行為を組成し、若しくは当該犯罪行為の用に供した私事 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成二十六年法律第百二十六号)

犯 ときは、これを没収することができる。 前項の規定による没収は、犯人以外の者に属しない物に限り、これをすることができる。ただし、 人以外の者に属する物であっても、犯罪の後にその者が情を知って保有するに至ったものである

第四章 押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等

第九条 この章において「対象電磁的記録」とは、次に掲げるものをいう。 次に掲げる対象性的姿態等又は性的姿態等の影像を記録した電磁的記録 第二条第一項第一号から第三号までに掲げる行為により生成された電磁的記録に係る対象性

的姿態等 第五条第一項第一号から第三号までに掲げる行為により影像送信をされた影像を記録する行

口 為により生成された電磁的記録に係る対象性的姿態等

2

第二条第一項第四号に掲げる行為により生成された電磁的記録に係る性的姿態等

れた電磁的記録に係る性的姿態等 第五条第一項第四号に掲げる行為により影像送信をされた影像を記録する行為により生成さ

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 年法律第五十二号)第三条の二に規定する電磁的記録

2 者又はその法定代理人をいう。 この章において「撮影対象者等」とは、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める

である対象性的姿態等(同項第四号に掲げる行為により影像送信された影像の場合にあっては、る行為の対象とされた者又は第五条第一項各号に掲げる行為により影像送信をされた影像の内容 前項第一号に掲げる電磁的記録又は次条第一項第一号イに掲げる物 第二条第一項各号に掲げ

等による被害の防止に関する法律第二条第一項に規定する撮影対象者 前項第二号に掲げる電磁的記録又は次条第一項第一号口に掲げる物 私事性的画像記録の提供

物に姿態を描写された児童 前項第三号に掲げる電磁的記録又は次条第一項第一号ハに掲げる物 当該電磁的記録又は当該

この章において「対象姿態等」とは、次に掲げるものをいう。

令和 **5** 年 **6** 月 **23** 日

3

る行為により影像送信をされた影像の内容である性的姿態等 項第一号から第三号までに掲げる行為により影像送信をされた影像の内容である対象性的姿態 第二条第一項第一号から第三号までに掲げる行為の対象とされた対象性的姿態等、 第二条第一項第四号に掲げる行為の対象とされた性的姿態等又は第五条第一項第四号に掲げ 第五条第

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第二条第一項に規定する画像に撮影

三項各号に掲げる児童の姿態 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第二条第

消去等の措置

対象電磁的記録を記録したものであるときは、次節に定める手続に従い、第二号に掲げる措置を:十条 検察官は、その保管している押収物が第一号に掲げる物である場合において、当該押収物:(押収物に記録された電磁的記録の消去及び押収物の廃棄) 第二号に掲げる措置をと

り影像送信をされた影像を記録する行為により生じた物又はこれらを複写した物 次に掲げる物 第二条第一項各号に掲げる行為により生じた物若しくは第五条第一項各号に掲げる行為によ

定する行為を組成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録が記録されている物若私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第三条第一項から第三項までに規

若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録物又はこれらを複

しくは当該行為を組成し、

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第二条

第三項に規定する物

П

次に掲げる措置

ることが困難であると認めるときは、当該押収物に記録されている電磁的記録を全て消去する 記録されている全ての電磁的記録の内容を確認することができないため、イに掲げる措置をと 当該押収物に記録されている電磁的記録が大量であることその他の事由により当該押収物に当該押収物に記録されている対象電磁的記録を全て消去すること。

技術的理由その他の事由により、イ及び口に掲げる措置をとることが困難であると認めると 当該押収物を廃棄すること。

たものでないときは、次節に定める手続に従い、当該押収物を廃棄することができる。検察官は、その保管している押収物であって前項第一号に掲げるものが対象電磁的記録を記録し (対象電磁的記録の消去命令)

和二十三年法律第百三十一号)第二百十八条第二項又は第五百九条第二項の規定により複写された第十一条 検察官は、前条第一項に規定する場合において、同項の対象電磁的記録が刑事訴訟法(昭 で当該対象電磁的記録の消去をする権限を有する者に対し、 れた対象電磁的記録が記録されているときは、次節に定める手続に従い、これらの項の電子計算機ものであって、これらの項に規定する電気通信回線で接続している記録媒体に当該複写の対象とさ 掲げる対象電磁的記録の消去を命ずることができる。 当該複写の対象とされた対象電磁的記録 法務省令で定めるところにより、

(平成十

ものであり、 前号に掲げる対象電磁的記録を複写した対象電磁的記録であって、当該者によって複写された 消去等の手続かつ、当該記録媒体に記録されているもの

第十二条 検察官は、その保管している押収物が第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料す 当該押収物は、同法の規定により還付することを要しない。 ときは、刑事訴訟法の規定による押収を解いた上、これを領置するものとする。この場合において、 る場合において、当該押収物について同条の規定による措置(以下「消去等措置」という。)をする (消去等措置のための領置等)

第十三条 刑事被告事件の係属する裁判所は、次に掲げる押収物について、留置の必要がないと認め り還付することを要しない。 旨を検察官に通知しなければならない。この場合において、 る場合において、当該押収物が第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料するときは、その 当該押収物は、 刑事訴訟法の規定によ

官により保管されていたもの 刑事訴訟法第九十九条第一項の規定により差し押さえた物であって、 その差押えの時まで検察

検察官により保管されていたもの 刑事訴訟法第九十九条第三項の規定により提出を受けた物であって、 その提出を受ける時まで

刑事訴訟法第百一条の規定により領置した物であって、 検察官が同法第三百十条の規定により

- 2 条第二項において準用する刑事訴訟法の規定により還付することを要しない。 ぶらない。この場合において、当該押収物は、少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第十五が第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料するときは、その旨を検察官に通知しなけれ 家庭裁判所は、次に掲げる押収物について、留置の必要がないと認める場合において、当該押収
- た物であって、その差押えの時まで検察官により保管されていたもの 少年法第十五条第二項において準用する刑事訴訟法第九十九条第一項の規定により差し押さえ
- た物であって、その提出を受ける時まで検察官により保管されていたもの 少年法第十五条第二項において準用する刑事訴訟法第九十九条第三項の規定により提出を受け
- 3 条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料するときは、これを領置することができる。この場合 検察官は、第一項前段又は前項前段の規定による通知に係る押収物について、当該押収物が第十 少年法第十五条第二項において準用する刑事訴訟法第百一条の規定により領置した物であ 少年の保護事件の処理に関する法令の規定により検察官が家庭裁判所に送付したもの

において、裁判所は、検察官が当該押収物を領置するときは、その押収を解くものとし、検察官が

4 検察官に引き渡す旨の言渡し(略式命令の場合にあっては、検察官に引き渡す旨の裁判)をしなけ 合)であって、当該押収物が第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料するときは、これを をする場合において、没収の言渡しをしない場合(略式命令の場合にあっては、没収を科さない場 ればならない 刑事被告事件の係属する裁判所は、第一項各号に掲げる押収物について、終局裁判又は略式命令 5 4

当該押収物を領置しないときは、これを還付するものとする。

- 三条第二項又は第二十四条第一項の決定をする場合において、同法第二十四条の二第一項又は第二、家庭裁判所は、第二項各号に掲げる押収物について、少年法第十八条、第十九条第一項、第二十 項の決定をしない場合であって、当該押収物が第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料す るときは、これを検察官に引き渡す旨の決定をしなければならない。
- 7 検察官は、第四項の言渡し又は第五項の決定に係る押収物について、当該押収物が第十条第一項 第四項の言渡し又は前項の決定については、行政事件訴訟に関する法令の規定は、適用しない。

7

一号に掲げる物に該当すると思料するときは、これを領置することができる。この場合において、

るところにより、当該押収物に係る少年の保護事件の記録及び証拠物を閲覧し、及び謄写すること 処分等に係る第二十九条第一項各号に定める裁決をするため必要な限度で、最高裁判所規則の定め 検察官は、第二項各号に掲げる押収物について、第二十六条第一項各号に掲げる処分等又は当該

検察官は、当該押収物を領置しないときは、これを還付するものとする。

(領置目録の作成等)

金曜日

第十四条 検察官は、第十二条前段又は前条第三項前段若しくは第七項前段の規定による領置をした る刑事被告事件の係属する裁判所又は同条第二項若しくは第五項に規定する家庭裁判所を除く。)又 ときは、その目録を作成し、所有者、所持者若しくは保管者(同条第一項若しくは第四項に規定す はこれらの者に代わるべき者に交付しなければならない。

(対象領置物件の保管等)

令和 **5** 年 **6** 月 **23** 日

- 第十五条 検察官は、第十二条前段又は第十三条第三項前段若しくは第七項前段の規定により領置し 守者を置き、又は所有者その他の者に、その承諾を得て、これを保管させることができる。 た物(以下「対象領置物件」という。)のうち、運搬又は保管に不便な対象領置物件については、 保管上危険を生じるおそれがある対象領置物件は、 廃棄することができる。 看
- 第十六条 検察官は、消去等措置をするときは、第二十三条第五号に掲げる場合を除き、あらかじめ、 とるべき措置の内容を明らかにして、その旨の決定(以下「消去等決定」という。)をしなければな

(消去等決定及び消去命令の名宛人並びに聴聞の特例等)

- 第十七条 消去等決定又は第十一条の規定による命令 (以下「消去命令」という。)は、 げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に対してするものとする。 次の各号に掲
- 対象領置物件を廃棄する措置をとる旨の消去等決定をする場合 電磁的記録を消去する措置をとる旨の消去等決定をする場合 当該電磁的記録が帰属する者 当該対象領置物件の所有者そ
- 消去命令をする場合 第十一条に規定する者

3

2

三

- 三条第一項の規定にかかわらず、聴聞を行わなければならない 検察官は、消去等決定又は消去命令をするときは、行政手続法 (平成五年法律第八十八号)
- 令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記定の適用については、同法第十五条第四項中「(以下この項において「公示事項」という。)を総務省 した」とあるのは「掲示を始めた」とする。 当該行政庁の事務所の掲示場に掲示する」と、同項及び同法第二十二条第三項中「当該措置を開 計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」とあるのは「を 載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子 前項の規定による聴聞を行う場合における行政手続法第十五条第四項及び第二十二条第三項の規
- 同項に規定する資料中対象姿態等が記録された部分については謄写を求めることができない。 第二項の規定による聴聞を行う場合において、行政手続法第十八条第一項に規定する当事者等は、
- ると認めるときは、遅滞なく、消去等決定又は消去命令をするものとする。 検察官は、第二項の規定による聴聞を行った後、消去等決定又は消去命令をすることが必要であ

6

- 等措置を実施することができる。 る方法によって公告しなければならない。この場合において、検察官は、当該期間を経過したとき 知ることができないときは、これらの者に該当する旨を二週間以内に申し出るべき旨を政令で定め にこれらの者として判明している者について第二項の規定による聴聞及び消去等決定を行えば消去 検察官は、第一項第一号又は第二号に定める者が複数である場合において、これらの者の一部を
- の不作為については、第二十六条の規定による審査の申立てをすることができない 第二項の規定による聴聞を行う場合における行政手続法第三章第二節の規定に基づく処分又はそ

(対象電磁的記録ではない電磁的記録の複写)

- 第十八条 検察官は、第十条第一項第二号ロ又はハに掲げる措置に係る消去等決定をする場合にお あり、当該電磁的記録が対象電磁的記録ではないと認めるときは、当該措置を実施する前に、当 電磁的記録を他の記録媒体に複写し、これを交付するものとする。 に記録されている電磁的記録を特定してこれを複写した他の記録媒体の交付を受けたい旨の申出 て、前条第一項第一号又は第二号に定める者から、法務省令で定めるところにより、対象領置物件 該 が
- 交付をしないことができる。 前項の規定にかかわらず、 検察官は、次の各号のいずれかに該当するときは、 同項の規定による
- いときその他同項の規定による交付に関する検察官の指示に従わないとき 前項の申出をした者が対象電磁的記録ではない電磁的記録を複写する他の記録媒体を提供しな
- 技術的理由その他の事由により、複写をすることが困難であると認められるとき
- 前二号に定めるもののほか、前項の申出が権利の濫用と認められるとき

3

4

- 者に対し、対象領置物件に記録されている電磁的記録を確認する機会を与えるものとする。 検察官は、第一項に規定する者が同項の申出をするに当たり、必要があると認めるときは、 その
- (合理的な根拠を示す資料の提出) 第一項の規定により複写すべき電磁的記録の範囲は、消去等決定において定めるものとする。
- 第十九条 検察官は、前条第一項の申出に係る電磁的記録が対象電磁的記録であるか否かを判断する については、当該申出に係る電磁的記録は対象電磁的記録とみなす。 できる。この場合において、当該申出をした者が当該資料を提出しないときは、 記録が対象電磁的記録ではないことの裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることが ため必要があると認めるときは、当該申出をした者に対し、期間を定めて、当該申出に係る電磁的 同項の規定の適用

|十条 | 消去等決定及び消去命令は、(消去等決定及び消去命令の方式等)

- 2 検察官は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に前項の書面の謄本を送達第二十条 消去等決定及び消去命令は、書面でしなければならない。
- 一 電磁的記録を消去する措置をとる旨の消去等決定をした場合 第十七条第一項第一号に定めるしなければならない。
- 電磁的話録を消去する措置をとる旨の消去等決定をした場合・第十七条第一項第一号に完者

515 当またりますが は消去等措置を実施することを政令で定める方法によって公告しなければならない。 去等決定をすることができないときは、その旨及び六月が経過してもこれらの者が判明しないとき第二十一条 検察官は、第十七条第一項第一号又は第二号に定める者を知ることができないため、消

第四節 消去等の実施等

消去等措置の実施)

第二十二条 消去等措置は、検察官が実施しなければならない。

- にき。 第二十三条 消去等措置は、次の各号のいずれかに掲げる場合でなければ、実施することができる期間を経過した第二十三条 消去等措置は、次の各号のいずれかに掲げる場合でなければ、実施することができない。
- することができる期間を経過したとき。 第一号から第三号までに定める裁決の取消しの訴えの提起がなくてこれらの取消しの訴えを提起二 当該消去等措置に係る消去等決定の取消しの訴え及び当該消去等決定に係る第二十九条第一項
- 前号に規定する取消しの訴えに係る請求を棄却する判決が確定したとき。
- 置を実施することに同意したとき。

 象とすべき対象電磁的記録が帰属する者又は対象領置物件の所有者その他の権利者が、消去等措
 四 前三号に掲げる場合のほか、当該消去等措置に係る消去等決定をした後、当該消去等措置の対

対象領置物件の還付等)

- 二 消去等措置 (第十条第一項第二号イ及びロに掲げる措置に限る。)の実施を終えたとき。一 第十七条第二項の規定による聴聞を行った後、消去等決定をする必要がないと認めたとき。
- しの訴えに係る請求を認容する判決が確定したとき。四 消去等決定の取消しの訴え又は消去等決定に係る第二十九条第一項第二号に定める裁決の取消
- 五 前各号に掲げる場合のほか、検察官が、対象領置物件について、留置の必要がないと認めたと

13

- 告しなければならない。他の事由により、これを還付することができない場合には、その旨を政令で定める方法によって公他の事由により、これを還付することができない場合には、その旨を政令で定める方法によって公 検察官は、対象領置物件の還付を受けるべき者の住所若しくは居所が分からないため、又はその
- がないときは、検察官は、これを廃棄することができる。(前項の規定による公告に係る対象領置物件について、公告の日から六月を経過しても還付の請求)
- とが明らかな場合には、これをその者に還付しなければならない。検察官は、第十七条第二項の規定による聴聞を行った者以外の者に対象領置物件を還付すべきこ

4

- (対象領置物件等の引取りをしない場合の廃棄) 前項の規定は、民事訴訟の手続に従い、利害関係人がその権利を主張することを妨げない。
- き者がその引取りをしないときは、これを廃棄することができる。いて、その引取りを求めた日から起算して六月を経過する日までに、その還付又は交付を受けるべ第二十五条 検察官は、対象領置物件又は第十八条第一項の規定による複写をした他の記録媒体につ

第五節 不服申立て等

(検察庁の長に対する審査の申立て)

- 方裁判所に対応する地方検察庁の検事正。以下同じ。)に対し、審査の申立てをすることができる。検察官が区検察庁の検察官である場合については、その庁の対応する裁判所の所在地を管轄する地検察官が区検察庁の検察庁の 長(当該第二十六条)次の各号に掲げる処分その他の行為(以下「処分等」という。)に不服がある者は、当該
- 消去等決定又は消去命令 第二十条第一項の書面の謄本の送達があった日の翌日
- で定めるもの 法務省令で定める日 一で定めるもの 法務省令で定めるもの 法務省令であって法務省令 一次 前二号に掲げるもののほか、この章の規定に基づく手続に係る検察官の行為であって法務省令
- 申立てをすることができる。 は、同項の規定にかかわらず、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内に限り、審査のは、同項の規定にかかわらず、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内に限り、審査の 申立てをしなかったことについてやむを得ない理由があるとき
- 定の期間内にされたものとみなす。た場合において、その教示された期間内に審査の申立てがされたときは、その審査の申立ては、法検察官が誤って法定の期間よりも長い期間を審査の申立てをすることができる期間として教示し

(審査申立書の提出)

- りてしなければならない。

 第二十七条

 前条の規定による審査の申立ては、法務省令で定めるところにより、審査申立書を提出
- 前項の審査申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない
- 審査の申立ての趣言及が里自審査の申立てに係る処分等の内容
- 審査の申立ての趣旨及び理由
- その他法務省令で定める事項
- 第二十八条 審査の申立ての審理は、書面による

(裁決

- 合の区分に応じ、当該各号に定める裁決をしなければならない。 第二十九条 検察庁の長は、第二十六条の規定による審査の申立てについては、次の各号に掲げる場
- した後にされたものである場合その他不適法である場合 当該審査の申立てを却下する裁決 当該審査の申立てが第二十六条第一項に規定する審査の申立てをすることができる期間が経過
- 一 当該審査の申立てに理由がない場合 当該審査の申立てを棄却する裁決

審査法の規定

読み替えられる字句

第十一条第一

項

下「審理員」という。) 第九条第一項の規定により指名された者

议

審理員

应 条

条第十二

二項に規定する審査請求九条に規定する審査請求

水暴取書の書の

干

- 三 る裁決 立てに理由があるとき 当該審査の申立てに係る処分等の全部又は一部を取り消し、又は変 当該審査の申立てに係る処分等が検察官のした事実上の行為である場合において、当該審 当該審査の申立てに係る処分等が事実上の行為以外のものである場合において、当該審査
- 該事実上の行為の全部又は一部が違法である旨を宣言するとともに、当該事実上の行為の全 申立てに理由があるとき 当該事実上の行為の全部又は一部が違法である旨を宣言すると は一部を撤廃し、又は変更する裁決) 更すべき旨を命ずる裁決(当該事実上の行為が検察庁の長のしたものである場合にあっては に、当該事実上の行為をした検察官に対し、当該事実上の行為の全部又は一部を撤廃し、 又
- 2 な 等を変更し、又は当該事実上の行為を変更すべきことを命じ、若しくはこれを変更することは 前項第三号又は第四号に定める裁決においては、検察庁の長は、審査申立人の不利益に当該

(裁決の方式等)

3

2 検察庁の長は、審査申立人に裁決書の謄本を送達しなければならない。第三十条 前条第一項各号に定める裁決は、書面でしなければならない。

と、「前項の規定による」とあるのは「同項の規定による」と読み替えるものとする。の書面」とあり、及び「当該書面」とあるのは「裁決書」と、「検察官」とあるのは 三項中「前項の規定にかかわらず」とあるのは (行政不服審査法の準用) 第二十条第三項の規定は、前項の規定による送達について準用する。この場合において、 「裁決書」と、「検察官」とあるのは「検察庁の 「第三十条第二項の規定にかかわらず」と、「第 透達について準用する。この場合において、同

第三十一条 条第一項並びに第五十三条の規定は、第二十六条の規定による審査の申立てについて準用するら第三十六条まで、第三十八条第一項から第五項まで、第三十九条、第五十一条第四項、第五 四項から第七項まで、第二十六条から第二十八条まで、第三十条第二項及び第三項、第三十二三項、第二十一条、第二十二条第一項及び第五項、第二十三条、第二十五条第一項、第二項及R三十一条(行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十条から第十五条まで、第十八 の場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

な一部を取り肖レ、又は変更する場合において、当該審査の申一	第十八条第三項	次条に規定する審査請求書	審査申立書
のに、当該事実上の行為の全部又 たものである場合にあっては、当 な全部又は一部を撤廃し、又は変 な全部又は一部を撤廃し、又は変 違法である旨を宣言するととも 違法である場合において、当該審査の とある場合において、当該審査の		前二項に規定する期間(以下「審査請求期間」	期十六条第一項に規定する消去等に関する法律第二消去等に関する法律第二消去等に関する法律第二の批議の記録のの批判を提供のでは、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して
はこれを変更すること登申立人の不利益に当	第二十一条第一項	を陳述する十九条第二項から第五項までに規定する事項審査請求書を提出し、又は処分庁等に対し第	審査申立書を提出する
ない。 い。 	第二十一条第二項	て同じ。) て同じ。) お二十九条第一項及び第五十五条におい カ。第二十九条第一項及び第五十五条におい 規定により陳述の内容を録取した書面をい 報査請求書又は審査請求録取書(前条後段の	審査申立書
3規定にかかわらず」と、「第一項」。。この場合において、同条第二	第二十一条第三項	事項を陳述した審査請求書を提出し、又は処分庁に対し当該	審査申立書を提出した
『えるものとする。 「行」とあるのは「検察庁の長」	第二十二条第一項	審査請求書を処分庁又は審査庁	審査申立書を審査庁
から第十五条まで、第十八条第一	第二十二条第五項	査の請求録取書審査請求書又は再調査の請求書若しくは再調	審查申立書
、 5.1 - ・ 5.5 1.1 、 5.1 - ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	第二十三条 (見出し	審查請求書	審查申立書
読み替える字句 読み替える字句は、それぞれ同表の日本でについて準用する。これでは、それぞれ同表の	第二十三条	第十九条	十七条 影像に係る電磁的記録の 記録された性的な姿態の 記録の処罰及び押収物に はのな姿態の が表していた。 というではいる。 に関する法律第二 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、
的な姿態を場	第二十五条第二項	処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁	審査庁
消影録の記録を記録を記録を記録を記録を記録を記録を記録を記録を記録を記録を記録を記録を記	第二十五条第七項	たする執行停止をすべき旨の意見書が提出されまったとき、又は審理員から第四十条に規定	あった
審査の申立て六条第一項の	第三十条第二項	第四十条及び第四十二条第一項を除き、以下	以下
という。) いまの長(ご	第三十条第三項	これを参加人及び処分庁等に、参加人審査請求人から反論書の提出があったときは	参加人
審査庁		これを審査請求人及び処分庁等に、それぞれ	、これを審査申立人に
	第三十八条第一項	定により審理手続が終結するまでの間参加人は、第四十一条第一項又は第二項の規	参加人は
		十二条第一項若しくは第二項若しくは第二十九条第四項各号に掲げる書面又は第三	は第二項又は第三十二条第一項若しく
		当該書面若しくは当該書類	当該書類
審査申立書	第五十一条第四項	に限る。)	参加人

- 2 という。)第三十八条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定めるものに ついて交付を求めることができない。 前項において読み替えて準用する行政不服審査法(以下この項において「準用行政不服審査法」 審査申立人又は参加人(次号に掲げる者を除く。)
- が記載された部分 定する書類の写しのうち対象姿態等が記載された部分又は同項に規定する書面のうち対象姿態等 準用行政不服審査法第三十八条第一項に規
- 部分又は準用行政不服審査法第三十八条第一項に規定する書面のうち対象姿態等が記載された部 にあっては、当該同項各号に定める者)のものを除く。以下この号において同じ。)が記載された ち対象姿態等(当該参加人(当該参加人が第九条第二項各号に定める者の法定代理人である場合 撮影対象者等である参加人 準用行政不服審査法第三十八条第一項に規定する書類の写しのう

審査請求の制限

(訴訟との関係) 第二十六条第一項各号に掲げる処分等については、審査請求をすることができない

第三十三条 第二十六条第一項各号に掲げる処分等の取消しの訴えは、 申立てに対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。 当該処分等についての審査の

第三十四条 第二十六条第一項各号に掲げる処分等の取消しの訴え及び当該処分等に係る第二十九条 管轄する地方裁判所の管轄に専属する。 一項各号に定める裁決の取消しの訴えは、当該処分等をした検察官が所属する検察庁の所在地を

2 ら三十日を経過したときは、提起することができない 前項に規定する取消しの訴えは、第三十条第二項の規定による裁決書の謄本の送達を受けた日か

前項の期間は、 不変期間とする。

第六節 消去等に係る裁判手続の特例

第三十五条 第二十六条第一項各号に掲げる処分等の取消しの訴え又は当該処分等に係る第二十九条 たときは、裁判所は、 在する場所(以下この項において「住所等」という。)の全部又は一部が明らかにされることによっ 象領置物件又は対象電磁的記録に係る撮影対象者等の住所、居所その他当該撮影対象者等の通常所 することができる。 て当該撮影対象者等が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があっ (撮影対象者等の住所、氏名等の秘匿等) 一項各号に定める裁決の取消しの訴えの提起があった場合において、当該処分等の対象である対 撮影対象者等の氏名その他当該撮影対象者等を特定するに足りる事項について 被告の申立てにより、 決定で、住所等の全部又は一部を秘匿する旨の裁判を

金曜日

2 あった場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中 項の決定をする場合について、 いて、同条第三項及び第四項の規定は前項の申立てがあった場合について、 同表の中欄に掲げる字句は、 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第百三十三条第二項の規定は前項の申立てをする場合につ それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 同法第百三十三条の二及び第百三十三条の四の規定は同項の決定が 同条第五項の規定は前

令和 **5** 年 **6** 月 **23** 日

第百三十三条第二項	法の規定
前項	読み替えられる字句
十五条第一項 記録された性的な姿態の 記録された性的な姿態の 記録の処罰及び押収物に が対象を が対象を を を に係る電磁的記録の は の の の の の の の の の の の の の の の の の の	読み替える字句

2

告及び当該対象領置物件又は対象電磁的記録に係る撮影対象者等に限ることができる。 覧等をいう。 象者等に限るとともに、訴訟記録等の閲覧等(同法第百三十三条第三項に規定する訴訟記録等の閲 の請求をすることができる者を原告、被告及び当該対象領置物件又は対象電磁的記録に係る撮影対 が記録された部分(第三項において「対象姿態等該当部分」という。)について、訴訟記録等の閲覧 録若しくは当該対象電磁的記録を複写し若しくは印刷した記録媒体に係る部分であって対象姿態等 て同じ。) 中当該対象領置物件若しくは当該対象領置物件を複写した記録媒体又は当該対象電磁的記 た記録媒体について証拠の申出があったときは、裁判所は、被告の申立てにより、決定で、訴訟記 領置物件を複写した記録媒体又は対象電磁的記録若しくは対象電磁的記録を複写し若しくは印刷し 第一項各号に定める裁決の取消しの訴えの提起があった場合において、対象領置物件若しくは対象 前項の決定は、 (民事訴訟法第百三十三条第三項に規定する訴訟記録等をいう。以下この項及び第三項にお 第二十六条第一項各号に掲げる処分等の取消しの訴え又は当該処分等に係る第二十九条 第三項において同じ。)の請求のうち閲覧の請求以外の請求をすることができる者を被 疎明に基づいてする。

3 る撮影対象者等以外の者による対象姿態等該当部分に係る訴訟記録等の閲覧等の請求(閲覧の請求訟記録等の閲覧の請求をすることができない。被告及び当該対象領置物件又は対象電磁的記録に係 を除く。)についても同様とする。 対象領置物件又は対象電磁的記録に係る撮影対象者等以外の者は、 第一項の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、原告、被告及び当 対象姿態等該当部分に係る訴

(取消訴訟以外の国を被告とする訴訟についての準用) 第一項の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる)

条第一項各号に定める裁決に関する国を被告とする訴訟(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百第三十七条 前二条の規定は、第二十六条第一項各号に掲げる処分等又は当該処分等に係る第二十九 十五条第二項の表のうち第百三十三条第五項の項の下欄中「仮差押え」とあるのは、「仮差押え、仮三十九号)第九条第一項に規定する取消訴訟を除く。)について準用する。この場合において、第三 処分」と読み替えるものとする。

最高裁判所規則への委任

この節に定めるもののほ か、 前三条の規定の実施に関し必要な事項は、 最高裁判所規則

(管轄区域外における職務)

第三十九条検察官及び検察事務官は、 外で職務を行うことができる。 この節の規定による調査のため必要があるときは、 管轄区域

第四十条 検察官は、第二十六条第一項各号に掲げる処分等又は当該処分等に係る第二十九条第 各号に定める裁決をするため必要があると認めるときは、次に掲げる調査をすることができる くは出頭を命じ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めること。 第十七条第一項各号に定める者その他の関係人に対して、報告、文書その他の物件の提出若し 項

2 物件の提出若しくは出頭を命じ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告をと認めるときは、第十七条第一項第三号に定める者その他の関係人に対して、報告、文書その他の検察官は、消去命令に従って対象電磁的記録の消去がされたかどうかを確かめるため必要がある 対象領置物件についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託すること。対象領置物件の錠を外し、封を開き、対象電磁的記録を確認し、その他必要な処分をすること。

求めることができる。 検察官は、 検察事務官に前二項の規定による調査をさせることができる。

(刑事手続に関する手続等との関係) 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない

金曜日 事件の処理に関する法令の規定による手続を行うことを妨げない。第四十一条 この章の規定は、対象領置物件又は対象電磁的記録について、 刑事事件又は少年の保護

第四十二条 この章に定めるもののほか、 法務省令で定める。 (法務省令への委任) この章の規定を実施するための手続その他必要な事項は、

第八節 罰則

令和 **5** 年 **6** 月 **23** 日 第四十三条 下の罰金に処する。 消去命令に違反したときは、 その違反行為をした者は、 一年以下の拘禁刑又は百万円以

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、 金に処する。 その違反行為をした者は、五十万円以下の罰

第十八条第一項の申出をするに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき

その他の物件を提出したとき。 偽の報告をし、又は文書その他の物件を提出せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をした文書第四十条第一項(第一号に係る部分に限る。)又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚

も各本条の罰金刑を科する 業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して「十五条)法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

第一条この法律は、 定める日から施行する。 附則第三条から第六条までの規定は、 公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第四章及び 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で

(刑法の一部改正に伴う経過措置)

いては、これらの規定(第二条第二項及び第三項、第五条第二項及び第三項並びに第六条第二項をにおいて「刑法施行日」という。)の前日までの間における第二条から第六条までの規定の適用につ第二条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条及び次条 に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。 除く。)中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。 刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為

第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(附則第六条において「一部施行日」という。) から刑法施行日の前日までの間における第四十三条の規定の適用については、 適用についても、同様とする。 あるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の 同条中「拘禁刑」と

(押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する経過措置)

第四条 第四章の規定は、当該規定の施行の際現に検察官が保管している押収物についても適用する。 (聴聞の特例に関する経過措置)

部を改正する法律(令和五年法律第六十三号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日・第五条 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の での間は、第十七条第三項の規定は、適用しない ま

第六条 とあるのは「前条」とする。 より」と、第百三十三条の四第一項の項及び第百三十三条の四第二項の項の中欄中「前条第一項」 適用については、同項の表のうち第百三十三条の二第二項の項中「申立て」とあるのは (次項において「民事訴訟法施行日」という。)の前日までの間における第三十五条第二項の規定の八条 一部施行日から民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号)の施行の日(消去等に係る裁判手続の特例に関する経過措置) 「申立てに

2 第七条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正)その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求」とする。 十三条第三項に規定する訴訟記録等の閲覧等をいう。第三項において同じ。)の請求のうち閲覧の請が記録された」とあるのは「記録された対象姿態等に係る」と、「訴訟記録等の閲覧等(同法第百三を」と、「又は当該対象電磁的記録若しくは」とあるのは「又は」と、「係る部分であって対象姿態等 同条第三項中「訴訟記録等の閲覧等の請求(閲覧の請求を除く。)」とあるのは「訴訟記録等の謄写、 求以外」とあるのは「訴訟記録等の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、 三条第三項に規定する訴訟記録等を」とあるのは「第百三十三条の二第二項に規定する訴訟記録等 適用については、同条第一項中「又は対象電磁的記録若しくは」とあるのは「又は」と、「第百三十一部施行日から民事訴訟法施行日の前日までの間における第三十六条第一項及び第三項の規定の

部を次のように改正する。 の 一

第四条第一項第二号中ワをカとし、 へからヲまでをトからワまでとし、 ホの次に次のように加え

的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁

を「トまで、リ、ヌ、ヲ若しくはワ」に改める。 7、第三十一条の二十及び第三十一条の二十一第二項第二号中「へまで、チ、リ、ル若しくはヲ」第三十条第一項、第三十一条の五第一項、第三十一条の六第二項第二号、第三十一条の十五第一

関する法律第二条から第六条までの罪」を加える。態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に 第三十五条及び第三十五条の二中「罪又は」を「罪、」に改め、「までの罪」の下に「又は性的な姿

刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪」を加える。 態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に 第百五十七条の六第一項第二号中「罪又は」を「罪、」に改め、「までの罪」の下に「又は性的な姿

態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に する法律第二条から第六条までの罪」を加える。 第二百九十条の二第一項第二号中「罪又は」を 「罪、」に改め、「までの罪」の下に「又は性的な姿

(旅館業法の一部改正)

第八条に次の一号を加える。 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二章に規定する罪 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的

第十条 少年法の一部を次のように改正する。

(少年法の一部改正)

2 次の一項を加える。 を取得し、又は前項の物を保有するに至つた」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に 家庭裁判所は、前項に規定する少年について、第十八条、第十九条、第二十三条第二項又は前

第二十四条の二第二項ただし書中「但し」を「ただし」に、「その物を取得した」を「第一項の物

条第一項の決定をする場合には、決定をもつて、次に掲げる物を没取することができる。 若しくはこれを複写した物又は当該行為を組成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画 事性的画像記録(同法第二条第一項に規定する私事性的画像記録をいう。)が記録されている物 第三条第一項から第三項までの規定に触れる行為を組成し、若しくは当該行為の用に供した私 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成二十六年法律第百二十六号)

記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条第一項又は第六条第一項の規定 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的 像記録物(同法第二条第二項に規定する私事性的画像記録物をいう。)を複写した物 に触れる行為により生じた物を複写した物

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第十一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次 のように改正する。

別表に次の一号を加える。

的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二章に規定する罪 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁

、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第十二条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号) の 一部を次のように改正する。

別表第三に次の一号を加える。

九十三 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電 磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第三条第二項(不特定又は多数の 者に対する性的影像記録提供等)又は第五条第一項若しくは第二項(性的姿態等影像送信)の

17

第十三条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 (インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部改正)

十五年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。 第八条第二号中「罪」の下に「若しくは性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録さ

十八条第三項第一号において「この法律に規定する罪等」という。)」を加える。 から第六条までに規定する罪(その被害者に児童が含まれるものに限る。) (第十四条第一項及び第 れた性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条

童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に規定する罪」 第十八条第三項第一号中「この法律、刑法第百八十二条、児童福祉法第六十条第一項若しくは児 第十四条第一項中「第八条第二号に規定する罪」を「この法律に規定する罪等」に改める。

を「この法律に規定する罪等」に改める (教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部改正)

第十四条 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和三年法律第五十七号)の 一部を次のように改正する。

る行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律 (令和五年法律第六十七号) 第二条から第六条までの罪 (児童生徒等に係るものに限る。)」を加え 第二条第三項第三号中「罪又は」を「罪、」に改め、「までの罪」の下に「又は性的な姿態を撮影す

(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 前条の規定による改正後の教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二 等に関する法律第二条から第六条までの罪に当たる行為については、適用しない。な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去 条第三項(第三号に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行前に行われた同号に規定する性的 (刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十六条 刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和五年法律第二十八号)の一部を次のように改正

び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条 号ロ中「罪又は」を「罪、」に改め、「までの罪」の下に「又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及 | 号ロ及び同法第二百七十一条の次に七条を加える改正規定のうち第二百七十一条の二第一項第一 第一条のうち刑事訴訟法第二百一条の次に一条を加える改正規定のうち第二百一条の二第一項第

(刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の一部改正)

第十七条 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十六号)の一部を次のよう に改正する。

二条から第六条までの罪」を加える。 行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第 の三第一項第一号ロ中「罪又は」を「罪、」に改め、「までの罪」の下に「又は性的な姿態を撮影する 第三条のうち刑事訴訟法第三百二十一条の二の次に一条を加える改正規定のうち第三百二十一条

内閣総理大臣 岸田

法務大臣 齋藤 健

文部科学大臣臨時代理

厚生労働大臣 国務大臣 加藤 小倉 將信

第四十九条第五号及び第六号の罪を余く 現定する罪(第四の代理人等が当該営業に関しこの法律に 者若しくはその代委員会は、店舗型性風俗特殊営業を営む 第三十条 公安委員等) (営業の停止等)	略) 2~4 (略) 二条から第六条までの罪 三~十一 (略) 二条から第六条までの罪 一〇~ワ (略) 二条から第六条までの罪 一〇~ワ (略)	姿態を撮影する行為等の処罰及び押収略)	と処げ上られせるのが	号のいずれかに該当するときは、許可 する者が次の会は、前条第一項の許可を受けようと 第四条 公安委会は、前条第一項の許可を受けようと 第四条 公安委	改 正 案	の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第一
21十九条第五号及び第六号の罪を除く2理人等が当該営業に関しこの法律に1会は、店舗型性風俗特殊営業を営む1			なくなつた日から起算して五年を経過られ、その執行を終わり、又は執行を非を犯して一年未満の懲役若しくは罰訟役若しくは禁錮の刑に処せられ、又	のいずれかに該当するときは、許可云は、前条第一項の許可を受けようと	現行	律第百二十二号)(附則第七条関係)

• 停 を 風 営 基 き を 他 ヌ 3 止定俗業づ、及善 をめ特をく又ぼ良ヲ (命て殊営処はすの若 略ず当営む分店重風し る該業者に舗大俗く こ店に定量型なをはと舗つ対反性不害ワ が型いしし風正しに で性て た俗行若掲 、当と特為しげ き風 る俗八該き殊でくる 。特月施は営政は罪 殊を設 業令少に 営超を当をで年当 業え用該営定のた のない店むめ健る 全いて舗者る全違 部範営型がもな法 又囲む性この育な は内店風のを成行 一で舗俗法しに為 部期型特律た障そ の間性殊にと害の

• 停 を 風 営 基 き を 他 リ

(命て殊営処はすの若

略ず当営む分店重風し

る該業者に舗大俗く

こ店にに違型なをは

と舗つ対反性不害ヲ

が型いしし風正しに

当と特為ではる。特月施は営政体を設め、

営超を当をで年当

業え用該営定のた

のない店むめ健る

部範営型がもな法

又囲む性この育な

は内店風のを成行

一で舗俗法しに為

部期型特律た障そ

の間性殊にと害の

及善

く又ぼ良ル

た俗行若掲

舗者る全違

3 止定俗業づ

をめ特を

で性て

全いて

2

・該者る反にきを他図るく三ん 、及善 3 営に公行基 罪は十営 業対安為づ又ぼ良ヲ 若そ一業 のし委がくはすの若 しの条の 員行処無重風し く代の停 部八会わ分店大俗くは理五止 又月はれに舗なをは第人 はを 、た違型不害ワ四等無 一超 当時反性正しに条が店 部え該にし風行若掲第当舗 のな無おた俗為しげ一該型 停い店けと特でくる項営性 止範舗るき殊政は罪第業風 を囲型事は営令少に 二に俗 業で年当号関特 命内性務 ずで風所当を定のた口し殊 る期俗の該営め健るかこ営 間特所行むる全違らの業 とを殊在為者もな法ト法を が定営地又がの育なま律営 め業をはこを成行でにむ てを管当のしに為 規者 営轄該法た障そり定若 当むす違律と害の、すし

> 第 及善 罪は十営

該者る反にきを他別るく三へ 3 営に公行基 業対安為づ又ぼ良ル若そ一業 _~のし委がくはすの若しの条の ` 員 行 処 無 重 風 し く代の停 部八会わ分店大俗くは理五止 又月はれに舗なをは第人 はを た違型不害ヲ四等無 一超当時反性正しに条が店 部え該にし風行若掲第当舗 のな無おた俗為しげ一該型 停い店けと特でくる項営性 止範舗るき殊政は罪第業風 を囲型事は営令少に二に俗 命内性務 業で年当号関特 で風所当を定のた口し殊 る期俗の該営め健るかこ営 間特所行むる全違らの業 とを殊在為者もな法へ法を が定営地又がの育なま律営 め業をはこを成行でにむ てを管当のしに為、規者 、営轄該法た障そチ定若 当むす違律と害の、すし

三(知

2

分 の送 六 通 略の 送 付

一分 条 移 の送 六 通 略の 送

第

をわの処各 すら四分号次 ず 第移にの当項 送定各該の と当項通め号処規 が該並知るに分定 で事び書処掲移に き案にを分げ送よ なに前送をる通り いつ条付す場知処 もい第しる合書分 のて一たこのの移 と、項公と区送送 と、項公と区送送すこ及安が分付通 るれび委でにを知 。ら第員き従受書 の二会るいけが 規項はも、た送 定の、のそ公付 に規第とれ安さ よ定三しぞ委れ るに十、 れ員た 処か一当当会と 分か条該該はき

2

る

ح

|若 の 部なこたく へのいの場はヲ し代当 略停範法合前若く理該略 止囲律又条しは人無を内には第く第等店 命で基当一は四が舗 ず期づ該項ワ条当型 る間く無のに第該性 こを処店政掲一営風 と定分舗令げ項業俗 。めに型でる第に特 て違性定罪二関殊 反風めに号し営 当し俗る当口こ業 該た特重たかのを 営場殊大るら法営 業合営な違ト律む \bigcirc 業不法まに者 全八を正なで規若 部月営行行 定し 又をむ為為リすく ´\ る は は超者を若 一えがししヌ罪そ

3

なまのこ営三人 罪の業十営 為 を法を一業 リ除律営条の くにむの停 他ヌ 規者十止) 定若五等 良ヲ 若すし の若しるく公 風しく罪は安 くはへそ委 俗 をは第第の員 害ワ四四代会 しに条十理は 若揭第九人 しげ一条等店 くる項第が舗 は罪第五当型 少に二号該電 年当号及営話 のたロび業異 健るか第に性 全違ら六関紹 な法ト号し介

> 一をわの処各 ゛は すら四分号次 前 る ず 第移にの当項 一送定各該の と当項通め号処規 が該並知るに分定 で事び書処掲移に き案にを分げ送よ なに前送をる通り いつ条付す場知処 もい第しる合書分 のて一たこのの移と、項公と区送送 すこ及安が分付通 るれび委でにを知 ら第員き従受書 の二会るいけが 規項はも、た送 、のそ公付 定の に規第とれ安さ よ定三しぞ委れ

> > るに十、れ員た

処か一当当会と

分か条該該はき

当若 の 部なこたく へのいの場はル し代当 略停範法合前若く理該略こ 止囲律又条しは人無 を内には第く第等店 命で基当一は四が舗 ず期づ該項ヲ条当型 る間く無のに第該性こを処店政掲一営風 と定分舗令げ項業俗。めに型でる第に特 て違性定罪二関殊 反風めに号し営 当し俗る当口こ業 該た特重たかのを 営場殊大るら法営 業合営な違へ律む 業不法まに者 \mathcal{O} 全八を正なで規若 部月営行行、 定し 又をむ為為チすく うるは は超者を若 一えがししり罪そ

3

第 なまのこ営三へ で罪の業十営 を法を一業 そチ除律営条のの、くにむの停 。規者十止 他リ 定若五等 善 良ル若すし の若しるく公 く罪は安 風 し 俗くはへそ委 をは第第の員 害ヲ四四代会 しに条十理は 若揭第九人 しげ一条等店 くる項第が舗 は罪第五当型 少に二号該電 年当号及営話 のたロび業異 健るか第に性 全違ら六関紹 な法へ号し介

業なて型がの育 (のい営電こを成 略全範む話のしに 部囲店異法た障 又内舗性律と害 はで型紹にきを 、及 一期電介基 部間話営づ又ぼ のを異業くはす 停定性を処店重 止め紹営分舗大 をて介むに型な 命当営者違電不 ず該業に反話正 る店に対し異行 こ舗つした性為 لح と紹で 型い が電て当き介政 該は営令 で話 き異八施 業で る性月設当を定 。紹をを該営め 介超用店むる 営えい舗者も

でめ業管当のた障そ別定若三へ を轄該法と害の、 すし十営 営 す違律きを他ヌるく一業 当むる反に 及善 罪は条の 該者公行基又ぼ良ヲ若その停 営に安為づはすの若しの二止 業対委がく無重風しく代十 のし員行処店大俗くは理 会わ分舗なをは第人無 全 部八はれに型不害り四等店 、た違電正しに条が舗 又 月 はを当時反話行若掲第当型 一超該にし異為しげ一該電 部え無おた性でくる項営話 のな店けと紹政は罪第業異 停い舗るき介令少に二に性 止範型事は営で年当号関紹 業定のたロし介 を囲電務 命内話所当をめ健るかこ営 ずで異の該営る全違らの業 る期性所行むもな法ト法を 間紹在為者の育なま律営 とを介地又がを成行でにむ が定営をはこしに為 `規者

 \mathcal{O}

三(前十処 当項一分 該の条移 処規の送 分定二通 移に十知 送よ一書 通り 知処众送 書分略付 の移 送送 付通 を知 受書 けが

た送

公付

安さ

委れ

員た

会と

はき

業なて型がの育 のい営電 略全範む話のしに 部囲 店異法た障 又内舗性律と害 はで型紹にきを 期電介基 及 部間話営づ又ぼ のを異業くはす 停定性を処店重 止め紹営分舗大 をて介むに型な 命当営者違電不 ず該業に反話正 る店に対し異行 舗つした性為 と型い と紹で 7 当き介政 が電 で話 該は営令 き異八施 業で る性月設 当を定 。紹をを該営め 介超用店むる 営えい舗者も

2

第 でめ業管当のた障そ升定若三へ し十営 てを轄該法と害の す違律きを他リ るく一業 当むる反に `及善 罪は条の 該者公行基又ぼ良ル若その停 営に安為づはすの若しの二止 業対委がく無重風しく代十 のし員行処店大俗 くは理 全 `会わ分舗なをは第人無 部八はれに型不害ヲ四等店 又 月 た違電正しに条が舗 はを当時反話行若掲第当型 一超該にし異為 しげ一該電 部え無おた性でくる項営話 のな店けと紹政は罪第業異 停い舗るき介令少に二に性 止範型事は営で年当号関紹 業 定のたロし介 を囲電務 命内話所当をめ健るかこ営 ず で異の該営る全違らの業 る期性所行むもな法へ法を 間紹在為者の育なま律営 とを介地又がを成行でにむ が定営をはこしに為 `規者

前十処 \mathcal{O}

 \equiv

2 第 は 当項一分 該の条移 処規の送 分定二通 移に十知 送よ一書 通り 知処众送 書分略付 の移 送送 付通 を知 受書 けが た送 公付 安さ 委れ 員た 会 と はき

いつ十分号次 若の当へもい九移にの ٤ ` 一通め号 すこ項知るに るれ及書処掲)。 な前条の規定によるで が前条の規定にか を送付した公安季 を送付した公安季 処か委でに 分か員き従 をわ会るい すらはも ` るず、のそこ、第とれ と当三しぞ が該十 ` で事一当当 き案条該該

ニーなにの処各 ` 罪そ いつ十分号次 若の当 もい九移にの

し代該略のて第送定各

)と、一通め号 すこ項知るに

るれ及書処掲

定のしる合

に規たこの

よ定公と区 るに安が分

処か委でに

分か員き従

をわ会るい

すらはも `

と当三しぞ

が該十、れ

で事一当当

き 案 条 該 該

`のそ

るず

ニーなにの処各 のいの合しヌ罪そ いつ十分号 略停範法又く、若の当 *** 止囲律ははヲし代該略のて第送定各 を内に当前若く理無 命で基該条しは人店 ず期づ無のく第等舗 る間く店政は四が型 こを処舗令ワ条当電 制)

一段ので定める重大な不正行のに掲げる罪に当たる遺外のに違反した場合のを定めて、当該営業の会にといる。 、るは

3

消物の童春刑 罪の、法一三十興 又保児第を号五行 護童百営の条場 等ポ七む営営 す れ的にル十者業公業 たな関ノ四又を安の すに条は除委規 性姿 る係若そく員制 的態 · 。会` なを法るしの 第 律行く代第は 撮 態影 第為は理三、 七等第人十興 カン のす 影る 条の百等八行 5 像行第規七が条場 二制十、 六 為 第 営 係 等 条 項及五当二業 ま るの かび条該項へ で電処ら処の営に第 の磁罰第罰罪業お二 罪的 及 八並 `にい条 を記び項び児関て第 犯録押まに童し同六 しの収で児買、じ項

3

(のいの合し 川罪そ

略停範法又く `

営場介な当口こ業

業合営不たかのを

の 業正るら法営 全八を行違へ律む 部月営為注す

月対で児買刑 \equiv をしの童春法ご三十興 `罪の 第を号五行 え当を保児百営の条場 な該犯護童七む営 営 い施し等ポ十者業公業 範設たにル四又を安の 囲を場関ノ条は除委規 内用合すに若そく員制 でいにる係しの。会 期てお法るく代第は 間営い律行は理三、 をむて第為第人十興 定興は七等百等八行 め行 、条の七が条場 場当第規十、第営 営営該二制五当二業 業業営項及条該項へ のに業かびの営に第 全つをら処罪業お二 部い営第罰又にい条 又てむ八並は関て第 は、者項び児し同六 一六にまに童 、じ項

ず範設た る囲を場 内用合 とでいに が期てお で間営い きをむて る定興は め行 て場当 営営該 業業営 のに業 全つを 部い営 又てむ は、者 一六に 部月対 のをし 停 超 止え当 をな該 命い施

品品をしの収で児買物うも品し売三 。のを付し十特 を販営た消物 の童春品 を含け 月販 売む場去 に 罪の 販 五 定 等者合等記又保児売を除むる若条性 営ににに 護童等営くも物しの風 録 は 等ポ営む。の品く二俗 止え 業対お関さ性 をな又へしいすれ的にル業者以にがは 命いは第 て る た な 関ノに又下限第貸公品 当は法 範 貸 性姿 すに関は る し安販 る囲し条該 律|的|態 る係しそ特も条付委売 内付第施当第な 法る 、の定の第け員等 を とでけ六設該 姿 撮律行刑代性と六る会営 が期る項を特条態 影 第為法理風し項営は業 で間部第用定か 七等第人俗 第業 \mathcal{O} す 影 きを分五い性ら る 条の百等物同五~店規 る定に号て風第像行第規七が品号号そ舗制 め限の営俗六 に 為 二制十 販のののを る政む物条係等項及五当売営政販設 令特品ま るの かび条該等業令売け で定販 で電処 ら処の特営にでして のに定性売の磁罰第罰罪定業該定 つめ風等罪的 八並 `性 当め又品 及 部いる俗営を記び項び児風とするはを 又て物物業犯録押まに童俗いる物貸販

部の停止を命ずることができる。

令特品まに童物うも品し売 三 で児買品 で定販 のを付し十特 のに定性売の童春販 を含け 五定 売を除むる若条性 つめ風等罪の 部いる俗営を保児等営くも物しの風 。の品く二俗 又て物物業犯護童営む 品品をし等ポ業者以にがは 一六を販営たにルに又下限第貸公品 部月販売む場関ノ関は「る二し安販 のを売等者合すにしそ特も条付委売 停超し営ににる係 `の定の第け員等 業対お法る刑代性と六る会営 止え しい律行法理風し項営は業 をな又へ 命いは第 て第為第人俗 第業 範貸二当は七等百等物同五へ店規 る囲し条該 条の七が品号号そ舗制 内付第施当第規十、販のののを でけ六設該二制五当売営政販設 が期る項を特項及条該等業 令売け で間部第用定かびの特営に でし を分五い性ら処罪定業該定 る定に号て風第罰又性し 当め又品 め限の営俗八並は風とするはを てる政む物項び児俗いる物貸販

二章に規定する罪 一~五十九 (略) 一~五十九 (略) 一~五十九 (略) 一~五十九 (略)	改正案
別表(第二条関係)	現
	行

 \bigcirc

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)(附則第十一条関係)

 \bigcirc (附則第十三条関係) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 (平成十五年法律第八十三号)

十四条 インターネット異性紹介事業者がその行うイ(事業の停止等)	(欠格事由)	改正案
第十四条 インターネット異性紹介事業者がその行うイ(事業の停止等)	(欠格事由) (个格事由) (个格自) (个格自)	現行

介いイ業がるのの罪ン 事範ン者行も他罪等タ 業囲タのわの児及へ 事れに童びこ の内 ネ 全でネ務た当の同のッ 部期 ッ所時た健条法ト 又間トのにる全の律異 はを異所お行な罪に性 定性在け為育に規紹 部め紹地るを成係定介 のて介を当 しに るす 事 事管該た障第る業 止 当 業 轄イと 害三罪に を該者 認を十に関 すン イにるタ 命 め及五あし] ず ン対公 るぼ条っ る タし安ネと すのての 委 ッき罪罪は法 員トはでを ネ六 律 がッ月会異 政除第に トをは性当令く三規 で き 紹 該 十 定 異 超 で る性え当介行定)一寸 紹な該事為めそ条る

紹な該事為めそ条すン 介いイ業がるののる

事範ン者行も他罪罪

全でネ務た当の同のト

又間トのにる全の律性

はを異所お行な罪に紹

部め紹地るを成係定事

て介を当しにるす

ン 認

ネ六員トはでを

をは性当令

る性え当介行定

、紹該で

イにるタめ及五あ第

定性在け為育に規介

事管該た障第るに

し安ネとすのて条

委ッき罪罪は第

と害三罪関

るぼ条つ八

を十にし

政除第号

規

事れに童び

ツ所時た健条法異

囲タのわの児及

ネ

ツ

誘 一 引 略情 報 提 供 機 関 \mathcal{O} 登 録

3 2 第 +

と次へ八 わる り罪 禁がの略条録 等 錮 で各 又を以き号 年は犯上なの を執しのいい 。ず 行て刑 を罰に れ 受金処 カン なけのせ に 利に処 該 当 す がせ又 る ならは 者 くれこ は な \mathcal{O} っそ法 登 たの律 録 日執に を 受 か行規 らを定 け 起終す る

て

経

過

11

者

業

 \mathcal{O}

る

で 1

タ

き異超

止当業轄イ

ン対公一

がッ月会異

を該者す

の内し

部期

2

3 2 第 誘 一 引

略情

報

提

供

機

関

 \mathcal{O}

登

録

こ 十 へ と 次 へ 八 登 禁がの略条録 で各 以き号 上なの のいい ず れ カン に 該 当 す る 者 は 登 録 を 受

け

る

経行てび 童百 三過を罰に 買 八 し受金児 春 錮 + へなけの童 る刑の 略い 児 条 こに保 者 童 児 刑 ポ がせ等 ル 童に な らに 1 福 処 くれ関 に せ 祉 な 係 す 法 6 0 そ る る 第 れ たの法行 六 日執律 為 又 + か行に 等 条 は らを規 \mathcal{O} 第 起終定 規 \mathcal{O} 算わす 制 項法 りる及 若 律 て 二 罪び 又を処 < 刑 年は犯罰 は 法 を執し並 児第

(

4

(

6

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布

名 御 璽

御

令和五年七月五日

内閣総理大臣

岸田

文雄

| 本の | 一の | 本の | 本の

号

及

第二条 (警察法施行令の一部改正)

(銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正) 第二条第八号ソ中「強制性交等」を「不同意性交等」に改める。 (昭和二十九年政令第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第三条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十三年政令第三十三号)の一部を次のように改正す

百七十七条第一項」に改める。 第十二条第 二項第一号中「第百七十六条」を「第百七十六条第一項」に、「第百七十七条」を

第四条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和五十九年政令第三百十九号) (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正)

の一部を次のように改正する。 第十七条第一号中「から第百八十一条」を「、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条」

に改める。 第二十八条第二号中「第百八十二条」を「第百七十七条まで、第百七十九条から第百八十三条」

(社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正)

に改める。

第五条 社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和六十二年政令第四百二号)の一部を次のように改

限る。)」を加える。 第一条第一項中「規定は」の下に「、刑法(明治四十年法律第四十五号。第百八十二条の規定に

定に限る。)」を加える。 第十四条の二並びに附則第二条の二及び第三条中「規定は」の下に「、刑法 (第百八十二条の規

(精神保健福祉士法施行令の一部改正)

報

第一条中「規定は」の下に「、刑法(明治四十年法律第四十五号。第百八十二条の規定に限る。)」第六条 精神保健福祉士法施行令(平成十年政令第五号)の一部を次のように改正する。 を加える。

(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の 部

2

第七条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令 (平成二十年政令第三百四十六号) の一部を次のように改正する。 第一条第三号中「、同法第百七十八条に規定する罪(児童に対するわいせつな行為又は性交等に

係るものに限る。)」を削り、「第百八十二条」を「第百八十三条」に改める。 (海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正)

水曜日

一十六号)の一部を次のように改正する。 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令 (平成) 二十五年政令第三百

条第一項」に改める 第五条第一号中「第百七十六条」を「第百七十六条第一項」に、「第百七十七条」を「第百七十七

(国家戦略特別区域法施行令の一部改正)

令和5年7月5日

第六条中第十一号を第十二号とし、第一号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号に第九条 国家戦略特別区域法施行令(平成二十六年政令第九十九号)の一部を次のように改正する。 して次の一号を加える。 同条に第一号と

刑法(明治四十年法律第四十五号)第百八十二条の規定

(公認心理師法施行令の一部改正) 第十八条第四号ハ中「(明治四十年法律第四十五号)」を削る。

第一条中第二十八号を第二十九号とし、第一号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第十条 公認心理師法施行令(平成二十九年政令第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

第一号として次の一号を加える。 刑法(明治四十年法律第四十五号)第百八十二条の規定

(特定複合観光施設区域整備法施行令の一部改正)

第十一条 特定複合観光施設区域整備法施行令(平成三十一年政令第七十二号)の一部を次のように

条」に改める。 第七条第二項第二十一号、 第二十七条第二項及び第三十二条中「第百八十二条」を 第百八十三

第

第一条 この政令は、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の 日から施行する。

(警察法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の警察法施行令第二条の規定の適用については、改正法第一条の 条又は第百七十八条第二項の罪に係る部分に限る。) に規定する犯罪は、不同意性交等の犯罪とみな 百七十八条第二項又は第百八十条若しくは第百八十一条第二項(これらの規定中旧刑法第百七十七 規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。)第百七十七条、

(銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第三条の規定による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行令第十二条第二項の規定の適用に 七条の罪に係る部分に限る。)に規定する罪は、同項第一号に掲げる罪とみなす ついては、旧刑法第百七十六条、第百七十七条又は第百八十条(旧刑法第百七十六条又は第百七十

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第四条の規定による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令 らの規定中旧刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な ついては、旧刑法第百七十六条から第百七十八条まで又は第百八十条若しくは第百八十一条(これ 下この条において「新令」という。)第十七条、第十八条、第二十条及び第二十一条の規定の適用に 行為は、新令第十七条第一号に掲げる行為とみなす。 잆

部分に限る。)の罪に当たる違法な行為は、新令第二十八条第二号に掲げる行為とみなす。 十条若しくは第百八十一条(これらの規定中旧刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪に係る 新令第二十八条の規定の適用については、旧刑法第百七十六条から第百七十八条まで又は第百八

改正に伴う経過措置) (インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部

第五条 第七条の規定による改正後のインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の 規制等に関する法律施行令(以下この条において「新令」という。)第一条の規定の適用については、 七十七条に規定する罪(児童に対する性交等に係るものに限る。)又は旧刑法第百七十八条若しくは 旧刑法第百七十六条に規定する罪(児童に対するわいせつな行為に係るものに限る。)、旧刑法第百 る。)は、新令第一条第三号に掲げる罪とみなす 旧刑法第百八十条若しくは第百八十一条(これらの規定中旧刑法第百七十六条から第百七十八条ま での罪に係る部分に限る。) に規定する罪(児童に対するわいせつな行為又は性交等に係るものに限

第六条 第八条の規定による改正後の海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行 (海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置)

令(以下この条において「新令」という。)第五条の規定の適用については、旧刑法第百七十六条、 定する罪は、新令第五条第一号に掲げる罪とみなす。 第百七十七条又は第百八十条(旧刑法第百七十六条又は第百七十七条の罪に係る部分に限る。) に規

厚生労働大臣 国土交通大臣 内閣総理大臣 斉藤 加藤 岸田 鉄 勝 文夫 信 雄

 \bigcirc

警察法施行令

(昭和二十九年政令第百五十一号)

(第二条関係)

(国庫が支弁する都道府県警察に要する経費) (国庫が支弁する都道府県警察に要する経費) (国庫が支弁する都道府県警察に要する経費)	改正案
(国庫が支弁する都道府県警察に要する経費) (国庫が支弁する都道府県警察に要する経費) (国庫が支弁する都道府県警察に要する経費)	現行

銃 砲 刀 剣 類 所 持 等 取 締 法 施 行 令 昭 和 三 + 三 年 政 令 第三十 $\dot{\Xi}$ 号) 第 三 条 関 係

2 第 \bigcirc に 。条|第|一第第十四 る同限法八同渡罪十第若 掲 法) 第百項百一六 等九三 L 刑げ第条の 罪法る第条法し 条十く、 第 罪 一七に一項条第法る五 百第二等加ま三は第項十係条 、の九第も条へ命 二百及害で章第百又七る、第四十九のの略又 四第十百三び目を一二九は条部第九に六十と二 は 十二六四十加的除同百十第第分百十係条五寸 身 九百条十四害略〈法二四百 一を二八るの条る 体 第十条七項除条条部五 条四又一条目取 を 改 に十は条、的幇)二三、 + ~、分~第 第 係九第第第略助に百条第七第 同第に同九 す る条二一二取罪規二に百条百 る 法九限法十 部若百項百未等定十規九第八、 罪 第十る第六 \mathcal{O} 案 す八定十一 十第九九 三遂 政 \smile + ϕ にく十第十罪加る条す五項条百十条 令 限は八二六等害罪のる条に、七七 で る第条百条を目(二罪、係同十条第第条 定 、除的加か、第る法六 二に四 及百九の第 \otimes 百係十第く被害ら同二部第条 び条十三九 る に五る三二 略目第法百分百第第第六又十 罪 規十部条百一取的二第二に七 百二条は六 は 定条分~三又者略百二十限十項条項の第条 すへに同十は引取二編条る六一、第 次 2 第 に 部若百項百未等定十規九十十一第第十四 掲 法 三遂 す八定十七七項百一六 、刑げ第条の 五. 生 限は八二六等害罪のる条に、係条、の九第も条へ命 る第条百条を目(二罪、係第る、第四十九のの略又

現 行

は 身 体 を 害 す る 罪 等

号 \mathcal{O} 政 令 で 定 8 る 罪 は 次

にく十第十罪加る条す五条条に一項条第法る 除的加か、第る百部第九に六十と二 に四 百係十第く被害ら同二部八分百十係条五寸 に五る三二 略目第法百分十を二八るの条 規十部条百一取的二第二に条除条条部五 定条分へ三又者略百二十限へくへ、分へ第 。同第に同九 (に同十は引取二編条る同 る同限法八同渡罪十第若 法 法九限法十) 第一条第六 罪法る第条法し等九三し 条十く、百第九九 第 罪 九条 百第二等加ま三は第七百十条 、三二百及害で章第百十七七、、六三 四第十百三び目を一二九六十条第第条 二六四十加的除同百十条六及百九の第 九百条十四害略く法二四又条び条十三九 第十条は 条四又一条目取 第第六又十 一二三、第|第|百二条は六 に十は条、的幇 係九第第第略助に百条第百百条項の第条 る条二一二取罪規二に百七七第、六九の

(略)

風 俗 営 業 等 \mathcal{O} 規 制 及 び 業 務 \mathcal{O} 適 正 化 等 に 関 す る 法 律 施 行 令 昭 和 五. + 九 年 政 令 第 三 百 + 九 号 第 兀 条 関

 \bigcirc

第 為七法 一政 令め でる 定重 め大 るな 重不 大正 な行 不為 正 第

改

正

案

一行十 第壳若 条第 目し刑は条第 三の百項的く法 罪七 のは (次法十 (に十)第所第明に第条 略当九かた条 百持百治揭 四に三四げ十一 十係十十る条項 るか 違ら条る七年行第の 部条法為 法 第 な百第分(律と項令 行八百にこ第すので 行 八 七限れ四る政定 為十 るら十 。 の五 +条六 ま条 規 号 定 で 又 第 第中第 は百 百販百 第七三壳三 百十十又十 八七九は六 十条条販条

為法 第 三 +五. 条 \mathcal{O} 兀 第 項 \bigcirc 政 令 で 定 \Diamond る 重 大 な 不 正

大二行 な十 不八 条 正 行 為法 は第 三 次 十 に五 掲 条 げの る四 行 第 為二 と項 すの る政 令 で 定 \Diamond る 重

 $^{\circ}$ \mathcal{O} 十分第八四 + 条 規 刑 条限百三 カン 定 法 第中第 る 二条ら 。十ま第 百販百 以五で百三売三 下条、七十又十 九は六 第十 十の営 二七条販条 六号利百条 第売若 条に又二まのおは十で 二目し 項的く $\dot{\Xi}$ いわ のは てい条第第所第 第同せ 百百持 百 じつ第七。の二十 四に 十係十 項 目百九 条る七 に 0 的 二条 部条 い第に十か 第分 係四ら て 百に は百る条第七限れ、二部、百十るら

現 行

係

一行十 為七法 し刑は条第 (次法十 \equiv 三四げ十一 (律すので 令め でる 定重 め大 るな 重不 大正 な行 不為 正

条 第 売 若 ま 目 で項的 く法 又 のは は第所第明に第条 第百持 百治揭 百四に 八十係十十る条項 十条る七年行第の 部条法為 条第分 の百に 罪七限れ四る政定 に十るら十 当 六 の五 規 号) た条 るか 定 違ら 第中第 法第百販百 な百 三壳三 行 八 十又十 為十九は六 一条販条

+ 略

法 第 三 +五. 条 \mathcal{O} 兀 第 項 \mathcal{O} 政 令 で 定 \Diamond る 重 大 な 不 正

第 二行 大 な十 不 八 正条 行 為法 は第 次十 に五 掲 条 げの る四 行 第 為二 と項 すの る政 令 で 定 \Diamond る 重

 $^{\circ}$ \mathcal{O} 目百四 的二 条 規刑 い第に十か 定法略 て二係四ら第中第 は百る条第百販百 三売 百 部 営十分 十又十 第八 利六に 二十九は六 又条限百 条販条 、る二条第売若 第 。十ま二目し は わ第 二以五 で項的く せ百下条 のは 第第所第二百持百 0 $\overset{\sim}{\smile}$ の十の営 目六号利百四に三 的条に又二十係 +にのおは十 条る七 部 条 二いわ \equiv てい条第分 第同せ、百に る 百に 部第同せ 分三じつ第七限れ 。の二十るら に項

三

「係条二十にしに第十百の営 十るの百八限く係二五二号利 部三二条るはる百条十に又 分又十二 。第 部 二 、 七おは 略には六同以三分十第条いわ 限第条法下項に六二第てい 第こへ限条百一同せ 百第二の営るの二項じ 二二百号利。三十二 の十百二に又以の六同 目 罪七二十おは下罪条法 に条十四いわこを、 第第に 当第六条ていの犯第 _ た一条 、同せ号し二百百る る項の第じつにた百二二部 。のお者二十十分 $\stackrel{-}{\underline{}}$ 百一目いを十四六に なく第二又的て幇が条条限 行は二十はに同助条 のる 為第百五第係じすの第三 三二条二る 。る二二、以 項十、百部)目又百第 に六第二分若的は二

三 ~ なく第二 又的て幇款条条限 十行は二十はに同助条 為第百五第係じすの第 三二条二る る 項十、百部)目又百第 二分若的は二 に六第 係条二十にしに第十百の るの百八限く係二五二号 部三二条るはる百条十に 分又十一。第部二 には六同以三分十第条い 限第条法下項に六二 第て 第こへ限条百一同 百第二の営るの二項じ 二二百号利 。三十二 の十百二に又以の六同 罪七二十おは下罪条法 に条十四いわこを 当第六条ていの犯第二 た一条、 同せ号し二百百 る項の第じつにた百二二

略

 \bigcirc カン タ] ネ ツ 七ト 条 異 関性 係紹 介 事 業 を 利 用 L て 児 童 を 誘 引 す る 行 為 \mathcal{O} 規 制 等 に 関 す る 法 律 施 行 令 平 ·成二 + 年 政 令 第 百

兀 十イ 号 第

改 正 案

第 引条児 タ Ì な ツ成 トに 障

三一次法誘 لح す げい う行ン健 $_{\mathcal{O}}$ $\overset{\smile}{}$ \mathcal{O} と第規ネ育 す十制 る四等 条に異 第関性害 一す紹を 項る介及 の法事ぼ 政律業す 令へを罪 で次利 定条用 めにし るおて 罪い児 はて童 「を

に 掲 る

誘法せく法罪係六陳条 つは第 (る条列第刑 て百な第百児もにす一法 行百七童の規る項第へ 姦が八 為八十にに定行に百略 又十九対限す為規七 さ三 世条は一条す るるに定十 罪係す四 るに性条にる 行規交に規性 へるる条 、児も罪に 定等規定交 すに定す等同童の一規 係る係するに法にに児定 る罪るる 罪係第対限童す も罪 る百するにる の児の 。頒罪 同も七る 童に児法の十わ)布 `し同 で限童第に七い 限 るあるに百限条せ同 `法 る 対八るにつ法又第 す十 規な第は百 子又る条)定行百公七 、す為七然十 をはわ若 勧同いし同るに十と五

几

<u>二</u>十

六

略

な に

現

行

第

三一次法誘一 引条児 す げいるイ う行ン 為タ全 \tilde{o} \mathcal{O} Ì と第規ネ育 す十制 ツ成 る四等 1 条に異障 第関性害 一す紹を 項る介及 の法事ぼ 政律業す 令へを罪 で次利 定条用 めにし るおて 罪い児 はて童

「を

撂 ŧ

に

兀 て

百

な

第

百

つ

法

景

係

六

陳

条 (る条列第刑二 行百七な第 十淫十 為八十行 百児もにす一法 又十九為七童の規る項第へる せ条は一条又十にに定行に百略 るに性条には 対限す為規七 八 略行規交に規性条するるに定十 為定等規定交に 罪係す四 る 等規性 すに定す へるる条 、児も罪に 係る係するに 定交 る罪るる罪係す 等同童の一規 も罪 る る に法にに児定 ○同も罪係第対限童す の児の に童に児法の る百するにる で限童第に 児 も七る 頒罪 るあるに百限宣 のナカー 布 `し同 る 対八る に に七い す十 対 限条せ同 子又る条 す るにつ法又第 、る 規な第は百 をはわ若 勧同いし同わ 定行百公七 |す為七然十 誘法せく法い し第つは第世同るに十と五

5 令和5年7月5日 水曜日

消去等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の

御 名

御

令和五年七月五日

内閣総理大臣

岸田

政令第二百三十六号

録の消去等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記

び第四十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、この政令を制定する。項第二号イ⑹(同法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第二項及 二十五年法律第七十五号)第七条第二号ル、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十年法律第百二十二号)別表第八号、海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法(平成 関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第三十五条の四第二項、公益通報者保護法(平成十六 締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の二第二項第三号、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に内閣は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十八条の五第三号、銃砲刀剣類所持等取 条の五第四項第三号及び特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第八十号)第四十一条第二 (児童福祉法施行令の一部改正)

第 第四条に次の一号を加える。 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する

記録された部分に限る。)を複写したものに係る部分に限る。)、第五条第一項(第四号に係る部録又は当該記録の全部若しくは一部(同法第二条第一項第一号に規定する性的姿態等の影像がれた影像を記録する行為により生成された同法第三条第一項に規定する電磁的記録その他の記 第二条第一項第四号に掲げる行為により生成され、若しくは同法第五条第一項第四号に掲げる及び第四条(これらの規定のうち、同法第三条第一項に規定する性的影像記録であつて、同法限る。)及び第二項(同条第一項(第四号に係る部分に限る。)の罪に係る部分に限る。)、第三条 第六条第二項 (同条第一項の罪に係る部分に限る。)の規定 的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条第一項(第四号に係る部分に四)性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁 掲げる行為により影像送信をされた影像に係る部分に限る。以下この号において同じ。)並びに分に限る。)、同条第二項及び第六条第一項(これらの規定のうち、同法第五条第一項第四号に 行為により影像送信(同項第一号に規定する影像送信をいう。以下この号において同じ。)をさ

(銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正)

第二条 第十二条第二項に次の一号を加える。 銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十三年政令第三十三号) の一部を次のように改正す

定する罪(同条第一項第二号に掲げる行為に係るものに限る。又は同法第五条第一項に規定す磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条第一項若しくは第二項に規一 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電 る罪(同項第二号に掲げる行為に係るものに限る。)

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和五十九年政令第三百十九号)

の一部を次のように改正する。 第二十八条中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、

一号を加える。

記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪に当たる違) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正)

第四条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第百四十六号)の一部を 次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係

る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正

第五条 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令 二十六号)の一部を次のように改正する。 (平成二十五年政令第三百

第五条に次の一号を加える

五十一 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電 磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条第一項若しくは第二項に規 る罪(同項第二号に掲げる行為に係るものに限る。) 定する罪 (同条第一項第二号に掲げる行為に係るものに限る。)又は同法第五条第一項に規定す

(国家戦略特別区域法施行令の一部改正)

第六条 第六条に次の一号を加える。 国家戦略特別区域法施行令(平成二十六年政令第九十九号)の一部を次のように改正する。

十三 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁 第六条第二項 (同条第一項の罪に係る部分に限る。)の規定 掲げる行為により影像送信をされた影像に係る部分に限る。 録又は当該記録の全部若しくは一部(同法第二条第一項第一号に規定する性的姿態等の影像が 第二条第 限る。)及び第二項 的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条第一項(第四号に係る部分に 分に限る。)、同条第二項及び第六条第一項(これらの規定のうち、同法第五条第一項第四号に 記録された部分に限る。)を複写したものに係る部分に限る。)、第五条第一項(第四号に係る部 れた影像を記録する行為により生成された同法第三条第一項に規定する電磁的記録その他の記 行為により影像送信(同項第一号に規定する影像送信をいう。以下この号において同じ。)をさ 及び第四条(これらの規定のうち、同法第三条第一項に規定する性的影像記録であって、同法 一項第四号に掲げる行為により生成され、若しくは同法第五条第一項第四号に掲げる (同条第一項 (第四号に係る部分に限る。)の罪に係る部分に限る。)、第三条 以下この号において同じ。)並びに

(特定複合観光施設区域整備法施行令の一部改正)

第七条 特定複合観光施設区域整備法施行令(平成三十一年政令第七十二号)の一部を次のように改

正する。 第七条第二項第四十七号を同項第四十八号とし、同項第四十六号の次に次の一号を加える。

四十七

第五号の次に

電磁的記録の消去等に関する法律 この政令は、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る (令和五年法律第六十七号) の施行の日から施行する。

磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電

内閣総理大臣 岸田 文雄

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

 \bigcirc

銃砲刀剣類所持等取締法施行令 (昭和三十三年政令第三十三号) (第二条関係)

(人の生命又は身体を害する罪等) (人の生命又は身体を害する罪等) (人の生命又は身体を害する罪等) (人の生命又は身体を害する罪等) (人の生命又は身体を害する罪等) (人の生命又は身体を害する罪等)	改正案
(人の生命又は身体を害する罪等) (人の生命又は身体を害する罪等) (人の生命又は身体を害する罪等)	現行

 \bigcirc 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令 (昭和五十九年政令第三百十九号) (第三条関係)

十一(略)から第六条までの罪に当たる違法な行為	去記	一~五 (略) 大な不正行為は、次に掲げる行為とする。	条法第三	(法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正	改正案
六~十 (略)	(新設)	、次に掲げる	第二十八条 法第三十五条の四第二項の政令で定める重行為)	(法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正	現行

和五年法律第六十七号)の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、刑法及び刑事訴訟法の一部行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十六号)及び性的な姿態を撮影する〇国家公安委員会規則第十二号 係る電磁的記録の消去等に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則を次を改正する法律及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に のように定める。

令和五年七月十日

国家公安委員会委員長

谷

公

える。

 \equiv

 \equiv

イイシ 同上

同上

イイシ 略

略

会規則の整備に関する規則刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員

(警察官等拳銃使用及び取扱い規範の一部改正)

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。第一条 警察官等拳銃使用及び取扱い規範(昭和三十七年国家公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

	=	Ī.	育	
(用語の定義等)	(用語の定義等)			
第二条 [略] 第二	 条			
2 警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号。以下「法」という。)第七条ただし書第 2	同上			
一号に規定する「死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁こにあたる兇悪な罪」				
に当たる罪を例示すると、次のとおりである。				
[一•二 略]	一・二 同上			
三 前二号に掲げる罪のほか、人の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがあり、かつ、 三	一同上			
凶器を携帯するなど著しく人を畏怖させるような方法によつて行われる罪として次に掲げる				
もの				
イ 刑法第百七十七条第一項(不同意性交等)、第二百二十五条の二(身の代金目的略取等)	イ 刑法第百七十七条 (芸	強制性交等)、第二	百二十五条の二(身	刃の代金目的略取等)及び第一
及び第二百三十六条(強盗)の罪	二百三十六条(強盗)の	の罪		
[口~ト 略]	[ロ〜ト 同上]			

備考 表中の []の記載は注記である

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加第二条 警備業の要件に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。 |条||警備業の要件に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第一号)の(警備業の要件に関する規則の一部改正)

条又は第二百五十六条第二項に規定する罪	二百四十八条から第二百五十条(第二百四十七条に係る部分を除く。)まで、第二百五十三	十条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項、第二百四十三条、第二百四十六条、第	る部分を除く。)、第二百三十五条から第二百三十六条まで、第二百三十八条から第二百四	は第四項、第二百二十八条(第二百二十四条並びに第二百二十七条第一項及び第三項に係	条、第二百五条、第二百二十五条から第二百二十六条まで、第二百二十七条第二項若しく	十一条第二項、第百九十九条、第二百三条(第百九十九条に係る部分に限る。)、第二百四	第二項、第百八十条(第百七十七条及び第百七十九条第二項に係る部分に限る。)、第百八	百二十四条第一項に係る部分を除く。)まで、第百四十六条、第百七十七条、第百七十九条	十二条、第百十七条第一項、第百十九条、第百二十条、第百二十五条から第百二十八条 (第	ア 刑法(明治四十年法律第四十五号)第百八条、第百九条第一項、第百十条第一項、第百	二 次に掲げる罪のいずれかに当たる違法な行為	一 [略]	行為は、次のとおりとする。	第一条 警備業法(以下「法」という。)第三条第三号の国家公安委員会規則で定める重大な不正	(重大な不正行為)	改正後	
条に係る部分を除く。)まで、第二百五十三条又は第二百五十六条第二項に規定する罪	項、第二百四十三条、第二百四十六条、第二百四十八条から第二百五十条(第二百四十七	十六条まで、第二百三十八条から第二百四十条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三	びに第二百二十七条第一項及び第三項に係る部分を除く。)、第二百三十五条から第二百三	十六条まで、第二百二十七条第二項若しくは第四項、第二百二十八条(第二百二十四条並	百九十九条に係る部分に限る。)、第二百四条、第二百五条、第二百二十五条から第二百二	七十九条第二項に係る部分に限る。)、第百八十一条第二項、第百九十九条、第二百三条(第一	第二項、第百七十九条第二項、第百八十条(第百七十七条、第百七十八条第二項及び第百	百二十四条第一項に係る部分を除く。)まで、第百四十六条、第百七十七条、第百七十八条	十二条、第百十七条第一項、第百十九条、第百二十条、第百二十五条から第百二十八条(第	アー刑法(明治四十年法律第四十五号)第百八条、第百九条第一項、第百十条第一項、第百	二 [同上]	一一同上		第一条 [同上]	(重大な不正行為)	改正前	

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれか に当たる行為とする。

四条、第百五条の二、第百七十五条、第百七十七条第一項若しくは第三項、第百七十九条第の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。)、第九十六条の六第一項、第百三条、第百 号において同じ。)、第二百四十九条、第二百五十条(第二百四十六条、第二百四十六条の二 において同じ。)、第二百四十六条の二(第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この 係る部分に限る。)、第二百四十六条(第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号 第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。)、第二百二十八条の三、第二百三十四条、第 第二百二十三条まで、第二百二十五条から第二百二十六条の三まで、第二百二十七条第一項 部分に限る。)、第二百四条、第二百五条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十条から 五条から第百八十七条まで、 第百七十九条第二項並びに第百八十条に係る部分に限る。)、第百八十二条第三項、 限る。以下この号において同じ。)、第百八十一条第二項(第百七十七条第一項及び第三項、 及び第二百四十九条に係る部分に限る。)又は第二百五十八条から第二百六十一条までに規定 若しくは第三項 この号において同じ。)から第四項まで、第二百二十八条(第二百二十五条、第二百二十五条 一百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条 (第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。以下 刑法第九十五条、 二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに第二百二十七条第一項から ' 以下この号において同じ。)、第二百四十一条第一項(第二百三十六条に係る部分に限る。) 第百八十条(第百七十七条第一項及び第三項並びに第百七十九条第二項に係る部分に (第二百三十五条の二、第二百三十六条、第二百四十条及び第二百四十一条第三項に (第二百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百四 第九十六条の二から第九十六条の四まで、第九十六条の五(第九十六条 第百九十九条、第二百一条、第二百三条(第百九十九条に係る (第二百三十六条に係る部分に限 第百八十

三~四十六

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六 号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。)第二章に規定する罪のうち、 次に掲

組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当

たる行為に係る罪

第二百四十六条の二に規定する罪 係る部分に限る。)、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二、第二百三十六条又は 百二十七条第 六条、第二百二十六条の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二 刑法第百七十七条第一項若しくは第三項、 一項 (第 二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに 第二百四条、 第二百二十五条、第二 百

(3)

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第二条 同上

同上

限る。以下この号において同じ。)、第二百四十一条第一項(第二百三十六条に係る部分に限 第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条(第二百三十六条に係る部分に 第一項(第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。 条から第二百二十三条まで、第二百二十五条から第二百二十六条の三まで、第二百二十七条 の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。)、第九十六条の六第一項、 の二及び第二百四十九条に係る部分に限る。)又は第二百五十八条から第二百六十一条までに この号において同じ。)、第二百四十九条、第二百五十条(第二百四十六条、第二百四十六条 の号において同じ。)、第二百四十六条の二(第六十条の規定が適用される場合に限る。以下 項に係る部分に限る。)、第二百四十六条(第六十条の規定が適用される場合に限る。以下こ 百四十三条(第二百三十五条の二、第二百三十六条、第二百四十条及び第二百四十一条第三 る。) 若しくは第三項(第二百三十六条に係る部分に限る。 以下この号において同じ。)、第二 から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。)、第二百二十八条の三、第二百三十四条、 以下この号において同じ。)から第四項まで、第二百二十八条(第二百二十五条、第二百二十 に係る部分に限る。)、第二百四条、第二百五条、 百八十五条から第百八十七条まで、第百九十九条、第二百一条、第二百三条(第百九十九条 十一条第二項(第百七十七条、第百七十九条第二項及び第百八十条に係る部分に限る。)、第 百七十七条及び第百七十九条第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第百八 四条、第百五条の二、第百七十五条、第百七十七条、第百七十九条第二項、第百八十条(第 規定する罪 刑法第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、第九十六条の五(第九十六条 二第一項、 第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに第二百二十七条第一項 第二百八条、第二百八条の二、第二百二十 第百三条、第百

三~四十六 同上 同上

「イ~二 同上 同上

(2) (1) 同上

規定する罪 三項若しくは第四項、 二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。)、第 の二第一項、 刑法第百七十七条、第二百四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条 第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項(第 第二百三十五条の二、第二百三十六条又は第二百四十六条の二に

(3)

同上

月曜日

までに係る部分に限る。以下この号において同じ。)から第四項まで、第二百二十八条(第二 まで、第二百二十七条第一項(第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三

第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並び

百二十五条、

令和 **5** 年 **7** 月 **10** 日

(28) 第一項若しくは第二項に規定する罪 電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第三条第二項又は第五条 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る

[四十八~五十九

磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までに規定する罪 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電

[号の細分を加える]

[号を加える] 四十八~五十九 同上

表中の []の記載は注記である。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和六十年国家公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

える。 次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、 改 改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加 正 前

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 改 正 後 (暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第六条 法第四条第一項第三号 (法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)の国家公

安委員会規則で定める行為は、

次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする

八条の二、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百二十五条から第二百二十六条の三 百三条(第百九十九条に係る部分に限る。)、第二百四条、第二百五条、第二百八条、第二百 百八十二条第三項、 七十七条第一項及び第三項、 の六第一項、 第九十六条の五(第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。)、第九十六条 七十九条第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第百八十一条第二項(第百 くは第三項、 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで 第百七十九条第二項、 第百三条、第百四条、 第百八十五条から第百八十七条まで、第百九十九条、第二百一条、 第百七十九条第二項並びに第百八十条に係る部分に限る。)、第 第百五条の二、第百七十五条、第百七十七条第一項若し 第百八十条(第百七十七条第一項及び第三項並びに第百 第二

第六条 同上

四十六条、第二百四十六条の二及び第二百四十九条に係る部分に限る。) 又は第二百五十八条 の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。)から第四項まで、第二百二十八条(第 の三まで、第二百二十七条第一項(第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条 第二百三条(第百九十九条に係る部分に限る。)、第二百四条、第二百五条、第二百八条、 の号において同じ。)、第百八十一条第二項(第百七十七条、第百七十九条第二項及び第百八 の六第一項、第百三条、第百四条、第百五条の二、第百七十五条、 第九十六条の五(第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。)、第九十六条 用される場合に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十九条、 される場合に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十六条の二 条及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。)、第二百四十六条(第六十条の規定が適用 の号において同じ。)、第二百四十三条(第二百三十五条の二、第二百三十六条、 百三十六条に係る部分に限る。) 若しくは第三項(第二百三十六条に係る部分に限る。 以下こ びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。)、第二百二十 十条に係る部分に限る。)、第百八十五条から第百八十七条まで、第百九十九条、第二百一条、 九条第二項、第百八十条(第百七十七条及び第百七十九条第二項に係る部分に限る。以下こ から第二百六十一条までに規定する罪 八条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条(第 二百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並 二百八条の二、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百二十五条から第二百二十六条 一百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十一条第一項 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、 第百七十七条、 第二百五十条 (第六十条の規定が適

三~四十六 同上]

三~四十六

から第二百六十一条までに規定する罪

用される場合に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十九条、第二百五十条(第二百

十六条、第二百四十六条の二及び第二百四十九条に係る部分に限る。)又は第二百五十八条

される場合に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十六条の二(第六十条の規定が適 条及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。)、第二百四十六条(第六十条の規定が適用 の号において同じ。)、第二百四十三条(第二百三十五条の二、第二百三十六条、第二百四十 百三十六条に係る部分に限る。) 若しくは第三項(第二百三十六条に係る部分に限る。

以下こ

条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条(第 に第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。)、第二百二十八

|百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十一条第一項(第1

備考

表中の [] の記載は注記である。

(暴力的不法行為等)

四十七 号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。)第二章に規定する罪のうち、次に掲 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六

「イ~ニ 略」

たる行為に係る罪 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当

第二百四十六条の二に規定する罪 係る部分に限る。)、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二、第二百三十六条又は 百二十七条第一項(第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに 六条、第二百二十六条の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二 刑法第百七十七条第一項若しくは第三項、 第二百四条、 第二百二十五条、第1 百

第一項若しくは第二項に規定する罪 電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第三条第二項又は第五条 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る

[四十八~五十九

磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までに規定する罪 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電

四十七

[イ~二 同上]

[同 上]

(2) (1) 同上

三項若しくは第四項、第二百三十五条の二、第二百三十六条又は第二百四十六条の二に の二第一項、 二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。)、第 刑法第百七十七条、第二百四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条 第四項若しくは第五項、 第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項(第

規定する罪

[号の細分を加える] (3) 同上

四十八~五十九 同上

[号を加える]

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成三年国家公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、

改 正 後

える。

第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。 (以下「法」という。)第二条第一号の

の六第一項、 百八十二条第三項、 七十七条第一項及び第三項 くは第三項、 第九十六条の五(第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。)、第九十六条 七十九条第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第百八十一条第二項(第百 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで 第百三条、第百四条、第百五条の二、第百七十五条、第百七十七条第一項若し 第百七十九条第二項、 第百八十五条から第百八十七条まで、第百九十九条、第二百一条、 第百七十九条第二項並びに第百八十条に係る部分に限る。)、第 第百八十条(第百七十七条第一項及び第三項並びに第百 第二

> 第一条 (暴力的不法行為等) 同上

> > 改

正

前

改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、 第九十六条の五(第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。)、第九十六条 第二百三条(第百九十九条に係る部分に限る。)、第二百四条、第二百五条、第二百八条、 の号において同じ。)、第百八十一条第二項(第百七十七条、第百七十九条第二項及び第百八 九条第二項、第百八十条(第百七十七条及び第百七十九条第二項に係る部分に限る。以下こ の六第一項、第百三条、第百四条、第百五条の二、第百七十五条、 十条に係る部分に限る。)、第百八十五条から第百八十七条まで、第百九十九条、第二百一条、 第百七十七条、 第百七十

四十六条、第二百四十六条の二及び第二百四十九条に係る部分に限る。)又は第二百五十八条 用される場合に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十九条、 から第二百六十一条までに規定する罪 される場合に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十六条の二(第六十条の規定が適 条及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。)、第二百四十六条(第六十条の規定が適用 の号において同じ。)、第二百四十三条 百三十六条に係る部分に限る。)若しくは第三項(第二百三十六条に係る部分に限る。以下こ 百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並び までに係る部分に限る。以下この号において同じ。)から第四項まで、第二百二十八条(第1 まで、第二百二十七条第一項(第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三 八条の二、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百二十五条から第二百二十六条の三 に第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。)、第二百二十八 |||百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十一条第一項(第| (第百九十九条に係る部分に限る。)、第二百四条、第二百五条、第二百八条、 第二百三十四条、 第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、 (第二百三十五条の二、第二百三十六条、第二百四十 第二百五十条(第二百 第二百四十条(第 第二百

三~四十六

号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。)第二章に規定する罪のうち、 十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六 「イ~ニ 略」 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当 次に掲

たる行為に係る罪

月曜日

第二百四十六条の二に規定する罪 係る部分に限る。)、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二、第二百三十六条又は 百二十七条第一項(第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに 六条、第二百二十六条の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二 刑法第百七十七条第一項若しくは第三項、 第二百四条、第二百二十五条、第1 百百

令和 **5** 年 **7** 月 **10** 日

第一項若しくは第二項に規定する罪 電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第三条第二項又は第五条 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る

六十 性的な姿態を [四十八~五十九 磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までに規定する罪 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電

> 用される場合に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十九条、第二百五十条 条及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。)、第二百四十六条(第六十条の規定が適用 の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。)から第四項まで、第二百二十八条(第 の三まで、第二百二十七条第一項(第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条 から第二百六十一条までに規定する罪 される場合に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十六条の二(第六十条の規定が適 の号において同じ。)、第二百四十三条(第二百三十五条の二、第二百三十六条、 百三十六条に係る部分に限る。)若しくは第三項(第二百三十六条に係る部分に限る。 びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。)、第二百二十 八条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条(第 二百二十五条、第二百二十五条の二第 二百八条の二、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百二十五条から第二百二十六条 |百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十一条第一項 第二百四十六条の二及び第二百四十九条に係る部分に限る。)又は第二百五十八条 項、 第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並 第二百四十 (第二百 以下こ

三~四十六 同上] 同上

「イ~ニ 同上 同上

(2)(1)同上

(3) (27) 規定する罪 三項若しくは第四項、 の二第一項、 二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。)、第 刑法第百七十七条、第二百四条、第二百二十五条、第二百二十六条、 同上 第四項若しくは第五項、 第二百三十五条の二、第二百三十六条又は第二百四十六条の二に 第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項 第二百二十六条 第

[号の細分を加える]

|四十八~五十九 同上

[号を加える]

備考 表中の の記載は注記である

(暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正

第五条 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則(平成三年国家公安委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、 改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加

次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ·砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は 用される場合に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十九条、 される場合に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十六条の二(第六十条の規定が適 条及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。)、第二百四十六条(第六十条の規定が適用 の号において同じ。)、第二百四十三条(第二百三十五条の二、第二百三十六条、第二百四十 百三十六条に係る部分に限る。) 若しくは第三項(第二百三十六条に係る部分に限る。 以下こ 条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、 までに係る部分に限る。以下この号において同じ。)から第四項まで、第二百二十八条(第二 まで、第二百二十七条第一項(第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三 百三条(第百九十九条に係る部分に限る。)、第二百四条、第二百五条、第二百八条、第二百 百八十二条第三項、 七十七条第一項及び第三項、 七十九条第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第百八十一条第二項(第百 くは第三項、 の六第一項、 第九十六条の五(第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。)、第九十六条 に第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。)、第二百二十八 百二十五条、 |百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十一条第一項 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで 第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百二十五条から第二百二十六条の三 第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並び 第百七十九条第二項、 第百三条、第百四条、 第百八十五条から第百八十七条まで、第百九十九条、第二百一条、 改 第百七十九条第二項並びに第百八十条に係る部分に限る。)、第 第百八十条(第百七十七条第一項及び第三項並びに第百 第百五条の二、第百七十五条、 正 第百七十七条第一項若し 第二百五十条(第二百 第二百四十条(第 (第二 第二 同上 の三まで、 第九十六条の五(第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。)、第九十六条 四十六条、第二百四十六条の二及び第二百四十九条に係る部分に限る。) 又は第二百五十八条 第二百三条(第百九十九条に係る部分に限る。)、第二百四条、第二百五条、第二百八条、第 の六第一項、 用される場合に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十九条、 条及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。)、第二百四十六条(第六十条の規定が適用 百三十六条に係る部分に限る。)若しくは第三項 びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。)、 の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。)から第四項まで、第二百二十八条(第 十条に係る部分に限る。)、 の号において同じ。)、第百八十一条第二項(第百七十七条、第百七十九条第二項及び第百八 九条第二項、第百八十条(第百七十七条及び第百七十九条第二項に係る部分に限る。以下こ される場合に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十六条の二(第六十条の規定が適 の号において同じ。)、第二百四十三条(第二百三十五条の二、第二百三十六条、 二百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十一条第一項 八条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条(第 二百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並 二百八条の二、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百二十五条から第二百二十六条 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで 第二百二十七条第一項(第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条 第百三条、第百四条、第百五条の二、第百七十五条、 改 、 第百八十五条から第百八十七条まで、 第百九十九条、第二 正 (第二百三十六条に係る部分に限る。 前 第百七十七条、 第二百五十条 第二百二十 一百一条、 以下こ

三~四十六

から第二百六十一条までに規定する罪

号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。)第二章に規定する罪のうち、 十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六 次に掲

三~四十六 同上

同上

から第二百六十一条までに規定する罪

四十六条、第二百四十六条の二及び第二百四十九条に係る部分に限る。)又は第二百五十八条

「イ~ニ 略

(1) たる行為に係る罪 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当 略

同上

[イ~二 同上]

(1) 同上

(2) 第二百四十六条の二に規定する罪 係る部分に限る。)、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二、第二百三十六条又は 百二十七条第一項(第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに 六条、第二百二十六条の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二 刑法第百七十七条第一項若しくは第三項、第二百四条、第二百二十五条、第二百二十

電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第三条第二項又は第五条 第一項若しくは第二項に規定する罪 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る

略

六十 性的な姿態を [四十八~五十九 磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までに規定する罪 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電

> (3) 規定する罪 三項若しくは第四項、 の二第一項、 二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。)、第 刑法第百七十七条、第二百四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条 同上] 第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項(第 第二百三十五条の二、第二百三十六条又は第二百四十六条の二に

(2)

[号の細分を加える]

四十八~五十九 同上

[号を加える]

表中の [] の記載は注記である。

(古物営業法施行規則の一部改正)

第六条 古物営業法施行規則(平成七年国家公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。 える。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加 改 正 前

改 正 後

第一条 古物営業法 (以下「法」という。)第四条第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、 次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

月曜日

くは第三項、 百三条 百三十六条に係る部分に限る。)若しくは第三項(第二百三十六条に係る部分に限る。以下こ 条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条(第 まで、第二百二十七条第一項(第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三 百八十二条第三項、 七十七条第一項及び第三項、 第九十六条の五(第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。)、第九十六条 に第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。)、第二百二十八 百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並び までに係る部分に限る。以下この号において同じ。)から第四項まで、第二百二十八条(第1 八条の二、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百二十五条から第二百二十六条の三 七十九条第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第百八十一条第二項(第百 |百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十一条第一項 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで (第百九十九条に係る部分に限る。)、第二百四条、第二百五条、第二百八条、第二百 第百三条、第百四条、 第百七十九条第二項、第百八十条(第百七十七条第一項及び第三項並びに第百 第百八十五条から第百八十七条まで、第百九十九条、第二百一条、第二 第百七十九条第二項並びに第百八十条に係る部分に限る。)、第 第百五条の二、第百七十五条、第百七十七条第一項若し 第二

令和 **5** 年 **7** 月 **10** 日

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第一条 同上

第九十六条の五(第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。)、第九十六条 の号において同じ。)、第二百四十三条(第二百三十五条の二、第二百三十六条、 第二百三条(第百九十九条に係る部分に限る。)、第二百四条、第二百五条、第二百八条、第 の号において同じ。)、第百八十一条第二項(第百七十七条、第百七十九条第二項及び第百八 の六第一項、第百三条、第百四条、第百五条の二、第百七十五条、第百七十七条、 百三十六条に係る部分に限る。) 若しくは第三項(第二百三十六条に係る部分に限る。 以下こ びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。)、第二百二十 の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。)から第四項まで、第二百二十八条(第 の三まで、第二百二十七条第一項(第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条 九条第二項、第百八十条(第百七十七条及び第百七十九条第二項に係る部分に限る。以下こ 二百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並 二百八条の二、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百二十五条から第二百二十六条 十条に係る部分に限る。)、第百八十五条から第百八十七条まで、第百九十九条、第二百一条、 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、 |百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十一条第一項 第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条(第 第二百四十 第百七十

四十六条、第二百四十六条の二及び第二百四十九条に係る部分に限る。)又は第二百五十八条 用される場合に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十九条、 される場合に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十六条の二(第六十条の規定が適 条及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。)、第二百四十六条(第六十条の規定が適用 の号において同じ。)、第二百四十三条(第二百三十五条の二、第二百三十六条、第二百四十 から第二百六十一条までに規定する罪 第二百五十条(第二百

三~四十六

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六 号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。)第二章に規定する罪のうち、 げる罪 次に掲

[イ~二 略]

たる行為に係る罪 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当

第二百四十六条の二に規定する罪 係る部分に限る。)、第三項若しくは第四項、 百二十七条第一項(第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに 六条、第二百二十六条の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二 刑法第百七十七条第一項若しくは第三項、 第二百三十五条の二、第二百三十六条又は 第二百四条、第二百二十五条、第二百 二

(3) (27)

官

第一項若しくは第二項に規定する罪 電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第三条第二項又は第五条 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る

[四十八~五十九 略

磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までに規定する罪 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電

> 用される場合に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十九条、第二百五十条(第二百 四十六条、第二百四十六条の二及び第一 される場合に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十六条の二(第六十条の規定が適 条及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。)、第二百四十六条(第六十条の規定が適用 から第二百六十一条までに規定する罪 二百四十九条に係る部分に限る。) 又は第二百五十八条

四十七 三~四十六 同上] 同上

[イ~二 同上]

同上

同上

(2) (1) 二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。)、第 の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項 刑法第百七十七条、 第二百四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条

(第

同上

規定する罪

三項若しくは第四項

第二百三十五条の二、第二百三十六条又は第二百四十六条の二に

(3) (27) [号の細分を加える]

[四十八~五十九 同上

[号を加える]

表中の [] の記載は注記である

(国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の

第七条 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成十四年国家公安委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。 える。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加

一 [略]	家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。	第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(以下「法」という。)第三条第四号の国	(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)	改正後
一 [同上]		第一条 [同上]	(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)	改正前

第九十六条の五(第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。)、第九十六条

刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、

の六第一項、第百三条、第百四条、第百五条の二、第百七十五条、

第百七十七条、

くは第三項、 百三条 四十六条、第二百四十六条の二及び第二百四十九条に係る部分に限る。)又は第二百五十八条 第九十六条の五(第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。)、第九十六条 から第二百六十一条までに規定する罪 用される場合に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十九条、 される場合に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十六条の二(第六十条の規定が適 条及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。)、第二百四十六条(第六十条の規定が適用 の号において同じ。)、第二百四十三条(第二百三十五条の二、第二百三十六条、第二百四十 百三十六条に係る部分に限る。) 若しくは第三項(第二百三十六条に係る部分に限る。 条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条(第 百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並び までに係る部分に限る。以下この号において同じ。)から第四項まで、第二百二十八条(第一 まで、第二百二十七条第一項(第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三 百八十二条第三項、 に第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。)、第二百二十八 八条の二、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百二十五条から第二百二十六条の三 七十七条第一項及び第三項、 七十九条第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第百八十一条第二項(第百 |百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十一条第一項 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、 (第百九十九条に係る部分に限る。)、第二百四条、第二百五条、第二百八条、 第百七十九条第二項、 第百三条、第百四条、 第百八十五条から第百八十七条まで、第百九十九条、第二百一条、 第百七十九条第二項並びに第百八十条に係る部分に限る。)、第 第百五条の二、第百七十五条、 第百八十条(第百七十七条第一項及び第三項並びに第百 第百七十七条第一項若し 第二百五十条(第二百 以下こ 第二百 (第 一

の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。)から第四項まで、第二百二十八条(第

二百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並

の三まで、第二百二十七条第一項(第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条

八条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条(第 びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。)、第二百二十

一百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十一条第一項

(第二百三十六条に係る部分に限る。以下こ

第二百四十

第二百三条(第百九十九条に係る部分に限る。)、第二百四条、第二百五条、第二百八条、第

一百八条の二、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百二十五条から第二百二十六条

十条に係る部分に限る。)、第百八十五条から第百八十七条まで、第百九十九条、第二百一条、

の号において同じ。)、第百八十一条第二項(第百七十七条、第百七十九条第二項及び第百八

九条第二項、第百八十条(第百七十七条及び第百七十九条第二項に係る部分に限る。以下こ

三~四十六

官

号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。)第二章に規定する罪のうち、 十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六 「イ~ニ 略」 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当 次に掲

たる行為に係る罪

第二百四十六条の二に規定する罪 係る部分に限る。)、第三項若しくは第四項、 百二十七条第一項(第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに 六条、第二百二十六条の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、 刑法第百七十七条第一項若しくは第三項、 第二百三十五条の二、第二百三十六条又は 第二百四条、 第二百二十五条、第二 百

第一項若しくは第二項に規定する罪 電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第三条第二項又は第五条 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る

> 三~四十六 同上 同上

から第二百六十一条までに規定する罪

第二百四十六条の二及び第一

用される場合に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十九条、第二百五十条 される場合に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十六条の二(第六十条の規定が適 条及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。)、第二百四十六条(第六十条の規定が適用

二百四十九条に係る部分に限る。) 又は第二百五十八条

の号において同じ。)、第二百四十三条(第二百三十五条の二、第二百三十六条、

百三十六条に係る部分に限る。) 若しくは第三項

[イ〜ニ 同上] 同上

同上

(2) (1) 規定する罪 三項若しくは第四項、 の二第一項、 二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。)、第 刑法第百七十七条、 第四項若しくは第五項、 第二百三十五条の二、第二百三十六条又は第二百四十六条の二に 第二百四条、 第二百二十五条、第二百二十六条、 第二百二十六条の三、 第二百二十七条第一項 一百二十六条

(第

[号の細分を加える] (3) 同上

略

月曜日

令和5年7月10日

六十 性的な姿態を [四十八~五十九

磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までに規定する罪 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電

略

[号を加える]

[四十八~五十九

同上

表中の[]の記載は注記である。

(確認事務の委託の手続等に関する規則の 一部改正

第八条 次の表により、 確認事務の委託の手続等に関する規則(平成十六年国家公安委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、 改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加

第三条 げる罪のいずれかに当たる行為とする。 三~四十六 百三条 用される場合に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十九条、第二百五十条(第二百 の六第一項、 第九十六条の五(第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。)、第九十六条 条及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。)、第二百四十六条(第六十条の規定が適用 の号において同じ。)、第二百四十三条(第二百三十五条の二、第二百三十六条、第二百四十 百三十六条に係る部分に限る。) 若しくは第三項 条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条(第 百二十五条、第二百二十五条の二第一項、 までに係る部分に限る。以下この号において同じ。)から第四項まで、第二百二十八条(第一 まで、第二百二十七条第一項(第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三 百八十二条第三項、 七十七条第一項及び第三項、 くは第三項、 される場合に限る。 に第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。)、第二百二十八 七十九条第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第百八十一条第二項(第百 一百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十一条第一項 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで 力的不法行為その他の罪に当たる行為 十六条、第二百四十六条の二及び第二百四十九条に係る部分に限る。) 又は第二百五十八条 法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲 二百六十一条までに規定する罪 (第百九十九条に係る部分に限る。)、第二百四条、第二百五条、第二百八条、第二百 第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百二十五条から第二百二十六条の三 第百七十九条第二項、 第百三条、第百四条、 以下この号において同じ。)、第二百四十六条の一 第百八十五条から第百八十七条まで、第百九十九条、第二百一条、 改 第百七十九条第二項並びに第百八十条に係る部分に限る。)、第 第百五条の二、第百七十五条、 第百八十条(第百七十七条第 第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並び 正 (第二百三十六条に係る部分に限る。 後 一項及び第三項並びに第百 第百七十七条第一項若し (第六十条の規定が適 以下こ (第 第二 第三条 (暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 用される場合に限る。 びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。)、第二百二十 の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。)から第四項まで、第二百二十八条(第 の三まで、 の六第一項、 四十六条、第二百四十六条の二及び第二百四十九条に係る部分に限る。) 又は第二百五十八条 される場合に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十六条の二(第六十条の規定が適 条及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。)、第二百四十六条(第六十条の規定が適用 の号において同じ。)、第二百四十三条 百三十六条に係る部分に限る。)若しくは第三項 八条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条(第 十条に係る部分に限る。)、 から第二百六十一条までに規定する罪 二百八条の二、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百二十五条から第二百二十六条 一百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並 一百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十一条第一項 同上 同上 第二百二十七条第一項(第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条 第百三条、第百四条、第百五条の二、第百七十五条、 以下この号において同じ。)、第二百四十九条、 改 第百八十五条から第百八十七条まで、第百九十九条、第二 (第二百三十五条の二、 正 (第二百三十六条に係る部分に限る。以下こ 前 第二百三十六条、 第百七十七条、 第二百五十条 第二百四十

三~四十六 同上]

第二百三条(第百九十九条に係る部分に限る。)、第二百四条、第二百五条、第二百八条、第 の号において同じ。)、第百八十一条第二項(第百七十七条、第百七十九条第二項及び第百八 第九十六条の五(第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。)、第九十六条 九条第二項、第百八十条(第百七十七条及び第百七十九条第二項に係る部分に限る。以下こ 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、 第百七十 一百一条、

備考

表中の「

の記載は注記である。

月曜日

第

(施行期日)

附

則

一条 この規則は、令和五年七月十三日から施行する。

(警備業の要件に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

四十七 号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。)第二章に規定する罪のうち、次に掲 げる罪 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六

[イ~二 略]

朩 たる行為に係る罪 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当

略

第二百四十六条の二に規定する罪 係る部分に限る。)、第三項若しくは第四項、 百二十七条第一項(第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに 六条、第二百二十六条の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二 刑法第百七十七条第一項若しくは第三項、 第二百三十五条の二、第二百三十六条又は 第二百四条、第二百二十五条、第二百 <u>二</u>

(3)

第一項若しくは第二項に規定する罪 電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第三条第二項又は第五条 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る

六十 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電[四十八~五十九 略] 磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までに規定する罪

> 四十七 同上

[イ〜ニ 同上]

朩

同上

(2) (1) 同上

三項若しくは第四項 二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。)、第 の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項 刑法第百七十七条、 第二百四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条 第二百三十五条の二、第二百三十六条又は第二百四十六条の二に

(第

規定する罪

(3) 同上]

[号の細分を加える]

[号を加える]

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

罪に係る部分に限る。) に規定する罪は、新規則第一条第二号アに掲げる罪とみなす。

|条 第二条の規定による改正後の警備業の要件に関する規則(以下この条において「新規則」という。)第一条の規定の適用については、

(明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。)第百七十七条、第百七十八条第二項又は第百八十条若しくは第百八十一条第二項

(これらの規定中旧刑法第百七十七条又は第百七十八条第二項の 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律による改正前の刑法

令和5年7月10日 第三条 第四条の規定による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(以下この条において「新規則」という。)第一条の規定の適用については、 十条若しくは第百八十一条第二項 (これらの規定中旧刑法第百七十七条の罪に係る部分に限る。)に規定する罪は、 新規則第一条第二号に掲げる罪とみなす 旧刑法第百七十七条又は第百八

四十八~五十九 同上